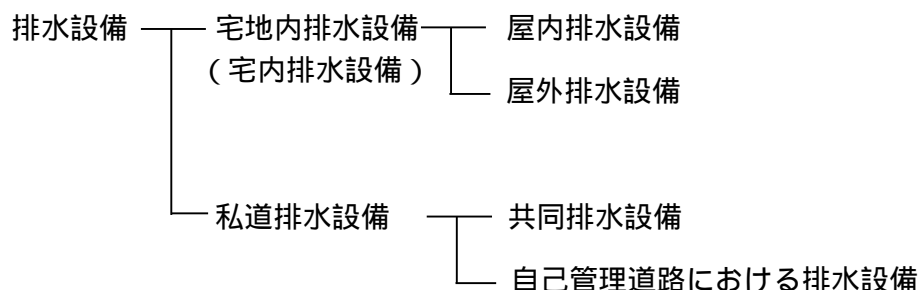


第2章 工事取扱要領

1 排水設備の基本的要件

1 - 1 排水設備の種類

排水設備の種類は次のとおりである。



- (1) 排水設備は、設置場所によって宅地内に設ける宅地内排水設備と、私道内に設ける私道排水設備に分け、さらに宅地内排水設備は、建物内に設置する屋内排水設備と建物外に設置する屋外排水設備に分類する。
- (2) 屋内排水設備とは、汚水については屋内に設けられる衛生器具等から汚水ます又は屋外の排水管に至るまでの排水設備とし、雨水については、ルーフドレン、雨どいから屋外の排水管又は雨水ますに至るまでの排水設備をいう。
- (3) 屋外排水設備とは、屋外に設ける排水管、汚水ます及び雨水ますから公共下水道等（公共汚水ます、公共雨水ます、側溝等）に至るまでの排水設備をいう。
- (4) 私道排水設備とは、私道（公道以外の道路）に面した複数の設置義務者の宅内からの汚水、雨水を公共下水道に排除する排水設備をいう。
- (5) 共同排水設備とは、私道関係者の費用負担の軽減を図るため私道内に共同で使用する排水設備をいう。
- (6) 自己管理道路における排水設備とは、将来にわたり自ら維持管理する道路である私道（自己管理道路）に設置する排水設備をいう。

1 - 2 下水道に流せる種類

(1) 下水道に流せる種類については、次表のとおりとする。

汚 水 生活もしくは事業に起因する排水	雨 水 自然現象に起因する排水
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水洗便所の排水 ・ 台所、風呂場、洗面所、洗濯場の排水 ・ 屋外洗場等の排水（周囲からの雨水の混入がないもの） ・ ゴミ置場の排水（屋根等があり、雨水の侵入がない場合） ・ 冷却水、冷暖房施設のドレン排水 ・ 給湯器のドレン排水（家庭用で貯湯機能有り） ・ プールの底からの排水 ・ プールの洗い場及びシャワー場の排水（屋根を付け雨水が混入しないこと） ・ 地下構造物からの湧水 ・ 工場、事業生産活動等により生じた排水 ・ 建築現場の根切り箇所排水（地下水） ・ 池の底からの排水 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水、雨どいからの排水 ・ 地下水（地表に流れ出てくる湧水） ・ 雪どけ水 ・ ガソリンスタンド等のオイル阻集器からの雨水排水（屋根がない部分） ・ プールのサイド等の排水 ・ プール水面に降った雨水のオーバーフロー排水 ・ 池のオーバーフローの排水 ・ 屋根のない地下式立体駐車場の排水

(2) その他

ア 屋外の防油（液）堤の排水について、通常時は雨水への接続とし、詳細については協議する。

イ ゴミ置場の排水で屋根等がなく、雨水が侵入する場合は、雨水とする。

ウ 家庭用エアコンのドレン排水は雨水でも可。（浸透不適地での浸透も可）

エ 家庭用給湯器（貯湯機能無し）のドレン排水は雨水でも可。（浸透不適での浸透も可）

1 - 3 排除方式

下水の排除方式には合流式と分流式がある。

- (1) 合流式の区域においては、汚水及び雨水は同じ公共下水道の下水道管渠により排除する。ただし、宅地内については、汚水管と雨水管に分け、公共汚水ますの一つ手前のます（宅地内排水設備のます）で汚水管と雨水管を合流させ、公共汚水ますに接続しなければならない。また、雨水の最終ますは、トラップますとし、防臭構造とする。
- (2) 分流式の区域においては、汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共下水道の汚水管渠へ接続し排除しなければならない。また、雨水については、公共下水道の雨水管渠に接続し排除しなければならない。ただし、公共下水道の雨水管渠がない場合は、側溝等の施設に接続し、排除するものとする。
- (3) 排水設備の設計、施工に当たっては、汚水管や汚水ますへの雨水侵入又は雨水管や雨水ますへの汚水混入などの誤接続に十分注意する。
- (4) 雨水浸透適地については、地下水の保全、遊水機能の回復や雨水の流出抑制等を行うため、浸透ますを設置する。また、オーバーフローは雨水ますに接続し、宅地外に導き出し排除する。
- (5) 工事により発生した地下水等を排水する場合は工事着手前に排水量を量れるもの（三角セキ付きノッチタンク等）を設置し、土砂等の沈殿物を除去して、公共汚水ますに接続する。

2 設計及び施工

排水設備は、その構造や機能が適正を欠くと公共下水道の機能保持、地域の環境保全、公共水域の水質保全等多方面にわたって好ましくない影響を及ぼすことになる。このため、設計に当たっては、これら種々の点に十分な配慮が必要であり、現場の状況、下水の水質や水量等の調査検討を入念に行い、適切な機能を設けた構造で施工し、維持管理が容易であり、最も経済的な設備を設計するよう努めなければならない。

2 - 1 調査

排水設備の設計に当たっては次の事項について考慮しなければならない。

- (1) 処理開始の期日の確認
- (2) 下水の排除方式（合流式又は分流式）の確認

本市では、第1期事業区域は合流式である。その他の区域については分流式である。

(3) 公共ます (汚水ます、雨水ます) の確認

公共汚水ます及び公共雨水ますの有無、その位置及び深さを確認する。

(4) 排水人口の確認

(5) 排水面積の確認

(6) 既存の排水施設、埋設物の確認

排水設備を設計するにあたり既設排水施設、水道管及びガス管等の埋設物が支障となるか否かを確認する。

(7) 特殊な排水設備が必要かどうかの確認

オイル阻集器、グリース阻集器等の施設が必要な排水かどうか、確認する。

(8) 隣地との境界線の確認

(9) 権利の調査

- ・ 設置義務者と使用者の権利関係の確認
- ・ 第三者が所有する土地に排水設備を設置する場合
- ・ 第三者が排水設備を利用する場合

2 - 2 測 量

測量に先立ち、排水設備を設置する土地、及び建物の周囲を十分踏査し道路、公共ます、建物位置、隣接地との境界等の調査結果から見取図を作成する。また、屋内の便所、浴室、台所、外流しなど汚水流出箇所も見取図に記入するとともに、既設排水設備を使用する場合もあるのでそれらも考慮し、配管計画を立て測量すること。

なお、起伏の激しい地形や広い土地にあっては平面図のみでなく縦断図が必要となるので注意すること。また、地盤高に変化のある場合、地盤高を設計図に記入すること。

2 - 3 設計図

設計図は事前の調査、測量結果をもとに施工性、経済性などを考慮し作成しなければならない。

2 - 3 - 1 平面図

平面図は現地調査結果を基に、表 2 - 1、表 2 - 2、表 2 - 3 に従って正確に書かなければならない。縮尺は 1 / 200 以上を標準とする。事業場など排水設備が多く図面や文字が小さくなる場合は、A 3 サイズ以上の用紙を使用する。また、2 階以上の建物については、配管計画が異なるごとに代表的な階の水回りのわかる平面図を作成する。











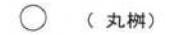
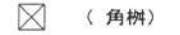
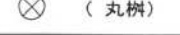
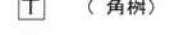
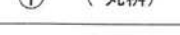




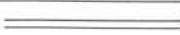


表 2 - 1 設計図書の記載数値

種 別	単 位	記 載 例	備 考
管 路 延 長	m	7.3	小数点以下 1 位止め
ま す の 寸 法	mm	150 × 620	10mm 単位とする
管 径	mm	VU 100	
管 の 勾 配		2 / 100	
地 盤 高	mm	+ 150	
ド ロ ッ プ 高	"	+ 350	10mm 単位とする

表 2 - 2 図面の着色

排 水 設 備		着 色
新 設	汚 水	赤
	雨 水	青
	浸 透 構 造	黄
既 設	汚 水	黒
	雨 水	

表 2 - 3 設計図の記号

名 称	設 計 図 の 記 号	
大 便 器		大
小 便 器		小
洗 面 器		洗面
手 洗 器		手洗
流し、外流し		流し、外流
浴 槽		浴
洗 濯 機		洗濯
掃 除 口		
床 排 水 受 口		
屋 根 排 水 受 口		
私 設 汚 水 樹		
私 設 雨 水 樹		
溜 樹		
ド ロ ッ プ 樹		
公 共 汚 水 樹		
公 共 雨 水 樹		
1 号 公 共 汚 水 樹		200m/m塩ビ
公 共 下 水 道 管		
透 水 管		
公 私 境 界 線		
隣 地 境 界 線		
硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	<u>V. U.</u>	
ヒ ュ ー ム 管	<u>H. P.</u>	
陶 管	<u>T. P.</u>	
段 差 樹		

2 - 3 - 2 配管立図

平面図だけでは衛生器具等の配置、排水及び通気管等の配管状態が不明瞭なため、排水設備の相互の関係を明確にするために配管立図を作成する。

2 - 3 - 3 縦断図

奥行きが長い私道、広い敷地を有する工場、団地、あるいは起伏の激しい土地等においては、必要により縦断図を作成しなければならない。

2 - 3 - 4 構造図

ガソリンスタンド、自動車修理工場等で設置するオイル阻集器、レストラン等で設置するグリース阻集器等、特殊な排水設備については構造図を作成しなければならない。

グリース阻集器を設置する場合は、計算書及び構造図を添付しなければならない。また、カタログを使用する場合は早見表を基に構造図を添付すること。

2 - 4 案内図（位置図）

住宅地図等を用いて、申請位置が分かるようにすること。

2 - 5 設計書

設計図を基に使用材料の数量を求め、間違いのないように工事設計書を作成すること。

3 排水管

敷地内の下水が、円滑に排水できるように、排水設備の配管計画を定めなければならない。施工面のみを考えず、将来の敷地利用計画や経済性、維持管理等も考慮し、適切な配管位置を定めること。

その他、雨水排除においては低地についても排除できるようにしなければならない。ただし、半地下家屋等の周辺の地盤より低い家屋は、豪雨時における下水道管からの逆流に対して必要な対策を行うこと。

3 - 1 管径と勾配

排水管は原則として自然流下とし、下水を支障なく流下させるために適切な管径、勾配としなければならない。

管径と勾配には、次のような相互関係がある。

- (1) 勾配を緩くすると.....流速が遅く流量が小さくなり、所要の下水量を流すには管径の大きなものが必要となる。
- (2) 勾配を急にすると.....流速が早く流量が大きくなり、所要の下水量を流すには管径が小さくなる。
- (3) 勾配が緩過ぎると.....下水中の浮遊物質等の沈積を招き、排水管の詰まりの原因となる。
- (4) 勾配が急過ぎると.....排水管の損傷を招きやすく、また固形物が残留する。

管内流速は、管の種類によって表面の状態が異なるため一概には決められないが、掃流力を考慮すると流速は0.6～1.5 m / secの範囲が望ましい。ただし、やむを得ない場合は、最大流速を3.0 m / secとすることができる。

3 - 2 汚水管

汚水を排除する排水管の管径及び勾配は、表 3 - 1 を標準とする。

表 3 - 1 汚水管の管径と勾配

排水人口(人)	排水管内径(mm)と勾配
150未満	100以上(勾配2.0/100)
150以上 300未満	125以上(＂ 1.7/100)
300以上 500未満	150以上(＂ 1.5/100)
500以上1000未満	200以上(＂ 1.2/100)

やむを得ない場合は1/100以上とすること。

1/100以下の場合は協議をすること。

3 - 3 雨水管

雨水管の管径及び勾配は、表 3 - 2 を標準とする。ただし、浸透ます又は透水管を使用する場合はこの限りでない。

表 3 - 2 雨水管の管径と勾配

排水面積(m ²)	排水管内径(mm)と勾配
200未満	100以上(勾配2.0/100)
200以上 400未満	125以上(＂ 1.7/100)
400以上 600未満	150以上(＂ 1.5/100)
600以上1500未満	200以上(＂ 1.2/100)
1500以上	250以上(＂ 1.0/100)

浸透ますを使用した場合は0/100を標準とする。

やむを得ない場合は1/100以上とすること。

1/100以下の場合は協議をすること。

(1) 公共雨水ますが無い場合

ア 既設管及び既設ますがある場合は、雨水管及び雨水ますとして使用してよい。

イ 前面道路に雨水施設が無い場合は最終ますを格子蓋とする。(参考図1を参照)

3 - 4 枝管の内径

排水施設（又は器具）を接続する枝管の管径は表3 - 3を標準とする。

表3 - 3 枝管の管径

種 別	枝管の内径(mm)
小便器、手洗器、洗面器 外流し、雨樋	50以上
台所、浴槽（家庭用） 洗濯機	75以上
大便器	100以上

- (1) 給湯器のドレン排水については、汚水接続とする場合は、トラップで水封する。
- (2) 大便管の縦管は75mm以上とし、ますとの接続部は100mm以上とする。
- (3) 床下配管及び排水ヘッダーの設置については、一部管理しにくいいため、その旨、使用者に説明すること。
- (4) 枝管の延長は3.0m以内とする。

3 - 5 排水管の材料

材料及び器具は、経済性、安全性、互換性、その他耐久性、環境への適応性等を考慮し、日本工業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）、日本水道協会規格（JWWA）、日本下水道協会規格（JSWAS）、空気調和・衛生工学会規格（SHASES）等を用いることが望ましい。規格のないものについては、形状、品質、寸法、強度等が、十分目的に合うことを調査、確認のうえ選定する必要がある。また、撤去した既設管は、原則として再使用しない。一般的に硬質塩化ビニル管、鉄筋コンクリート管が使用される。

3 - 6 排水管の土被り

荷重等を考慮のうえ必要な土被りを確保しなければならないが、現場条件により露出管又は特別な荷重がかかる場合等は、これに耐えうる管種を選定するか防護を施さなければならないが、標準的には次のとおりとする。

- (1) 宅地内20cm以上とする。
- (2) 私道内45cm以上（車輛の出入がない私道）とする。
- (3) 私道内80cm以上（車輛の出入する私道）とする。
- (4) 土被りが取れない場合は協議すること。

3 - 7 排水管の施工

排水管の施工に当たっては、次の事項を考慮する。

- (1) 掘削は、深さ及び作業現場の状況に適した方法で行うこと。
- (2) 掘削底面は、掘り過ぎないように丁寧に仕上げる。必要に応じ基礎を施すこと。
- (3) 管の布設は直線状に、また、管の接合は水密性を保持できるよう管材に適した方法により行うこと。
- (4) 排水管は、必要に応じ防護等を行うこと。(やむを得ず屋外配管を行う場合、特に耐候性を考慮する。)
- (5) 埋戻しは十分に突き固め、埋戻しに使用する土砂はゴミや木クズ等が混入してはならない。特に石片、コンクリート塊が管に直接接触すると、あとで管を損なう原因となるので、これらは取り除いて埋め戻さなければならない。
- (6) 管の移動や目地切れがないよう丁寧に施工する。管の動きを止めるには、管の両側を土砂で止め、すきまのないよう十分に突き固める。
- (7) 埋戻し後は、盤高にならないよう地均しを行う。

4 ます

ますは、排水管を取りまとめて下水を円滑に下流管に誘導する役割と、排水管の検査及び掃除の目的をもった構造物で、排水設備の管理上欠くことのできないものである。

4 - 1 ますの設置箇所

- (1) 排水管の起点及び終点到に設置する。
- (2) 排水管の会合点及び屈曲点到に設置する。
- (3) 排水管の管種、管径及び勾配の変化する箇所に設置する。
- (4) 排水管の延長が、その内径の120倍を超えない範囲内において排水管の維持管理上適切な箇所に設置する。
- (5) 汚水ます及び雨水ますの蓋には、それぞれ汚水ますと雨水ますであることが分かる表示をし、平塚市が維持管理する公共汚水ます及び公共雨水ますと区別すること。

4 - 2 ますの大きさ、形状及び構造

(1) 汚水ますの大きさは次のとおりとする。

ア 硬質塩化ビニル製ますの大きさは次表のとおりとする。

深さに伴うますの大きさ

深さ	内径又は内のり
1 2 0 cm 以下	1 5 cm
1 5 0 cm 以下	2 0 cm
1 5 0 cm 超え 2 0 0 cm 以下	3 0 cm

管径に伴うますの大きさ

管 径	内径又は内のり
1 0 cm	1 5 cm
1 5 cm	2 0 cm
2 0 cm	2 5 cm
2 5 cm	3 0 cm

イ コンクリート製ます等の大きさは次表のとおりとする。

深さ	内径又は内のり
6 0 cm 以下	3 0 cm
9 0 cm 以下	3 5 cm 又は 3 6 cm
1 2 0 cm 以下	4 5 cm
1 2 0 cm 超え 2 0 0 cm 以下	6 0 cm

ウ 水洗便所との接続ますは、逆流防止として 3 cm の段差ますを使用する。

エ ますの深さが 2 . 0 m を超える場合は 0 号マンホール以上を使用する。

オ 汚水についてはエアー抜きを設置すること。ただし、建物にエアー抜き（吸排気が可能なもの）が設置してある宅地については、設置しなくてもよい。

カ 屋内に設置するますは、防臭構造としなければならない。

キ 硬質塩化ビニル製ますの設置については、水平・垂直を確認し、接

続部に接着剤またはシール剤を十分施し、水密性を確保すること。

ク 汚水管の接続は管底接続とする。

ケ 車両が乗るますの構造については、車両等重量物に十分耐えられる構造とする。また、蓋についても、車両等重量物に十分耐えられる構造の蓋を使用すること。

(2) 雨水ますの大きさは次のとおりとする。

ア 硬質塩化ビニル製ますの大きさは次表のとおりとする。

深さ	内径又は内のり
200 cm以下	30 cm

イ コンクリート製ます等の大きさは次表のとおりとする。

深さ	内径又は内のり
60 cm以下	30 cm
90 cm以下	35 cm又は36 cm
120 cm以下	45 cm
120 cm超え200 cm以下	60 cm

ウ ますの深さが2.0 mを超える場合は0号マンホール以上を使用する。また、マンホールの設置については、下水道標準構造図に基づき設置する。また、インバート深さについては、管頂まで上げ、肩の勾配は10%～20%とする。

エ 車両が乗るますの構造については、車両等重量物に十分耐えられる構造とする。また、蓋についても、車両等重量物に十分耐えられる構造の蓋を使用すること。

オ 浸水が発生する箇所は蓋が流出しないように、チェーンをつける等の流出対策をとること。

(3) 汚水用コンクリートますの構造については、次のとおりとする。

ア コンクリート製ますの積目地は5 mm以上で施工する。

イ 汚水ますの底部には、インバートを設けなければならない。

(図 4 - 1、図 4 - 2 を参照)

施工に当たっては、次のことに注意しなければならない。

(ア) コンクリート製ますのインバートの深さは、上流管の内径と同じとする。

(イ) コンクリート製ますのインバートの肩は、汚物が堆積しないよう、また水切りを良くするため、ますの外側に向かって高くし、勾配は 10 % から 20 % の間とする。

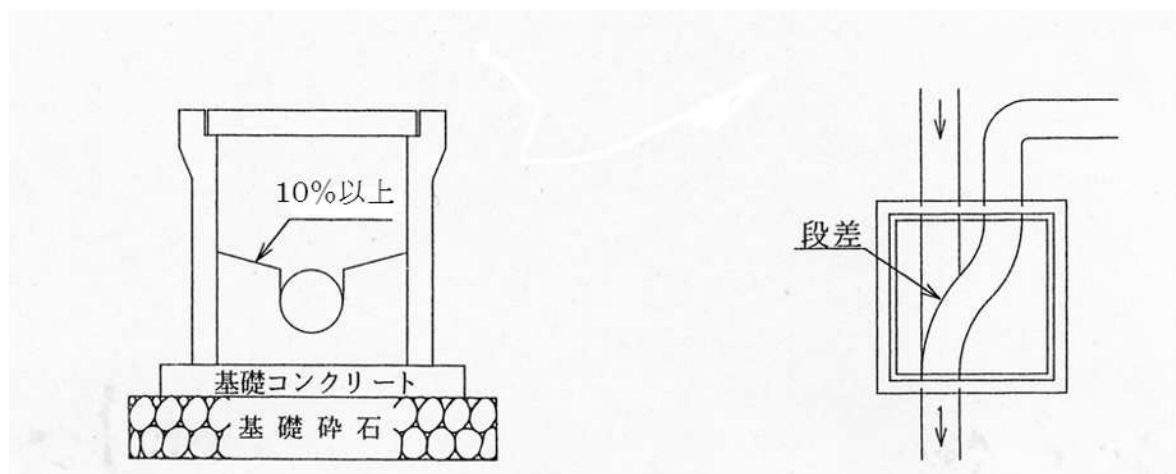
(ウ) コンクリート製ますの上流側管底と下流側管底との間には、一般的に 2 ~ 5 cm 程度の落差をつける。

(エ) コンクリート製ますのインバート部に使用する上塗りモルタル (配合比 セメント 1 : 砂 2) は練りとする。

(4) コンクリート製ます等基礎については、次表のとおりとする。

ますの寸法 (内径)	基礎コンクリート コンクリートますの 外壁からの余裕幅	基礎砕石 コンクリート からの余裕幅	基礎コンクリート 厚	基礎砕石 厚
300 用	10 cm 以上	10 cm 以上	10 cm 以上	10 cm 以上
360 以下	10 cm 以上	10 cm 以上	10 cm 以上	10 cm 以上
450 以下	10 cm 以上	10 cm 以上	10 cm 以上	10 cm 以上
600 以下	10 cm 以上	10 cm 以上	10 cm 以上	20 cm 以上

図 4 - 1 インバート及び基礎の構造 図 4 - 2 Y 字インバートの平面



(5) 宅地に擁壁等の段差がある場合について

ア 擁壁等高さが 1 . 5 m を超える場合は上下段に内のり 30 cm 以上

の大きさのますを設置する。(参考図2を参照)

イ 階段については、上下の段に内径30cm以上の大きさのますを設置する。(参考図3-1、3-2を参照)

(6) ますに水道管、ガス管等を巻き込んで施工してはならない。

(7) 敷地が狭く、二段ますを使用する場合は協議をすること。(基準どおりできない場合)

(8) 雨水ますの詳細について

ア ますの底部には深さ10cm以上の泥だめを設ける。泥だめの深さは、下流側管渠の管底からますの底部までの高さとする。

イ 格子蓋を使用する時の雨水ますの天端高さは、地表面よりやや低めに設置する。

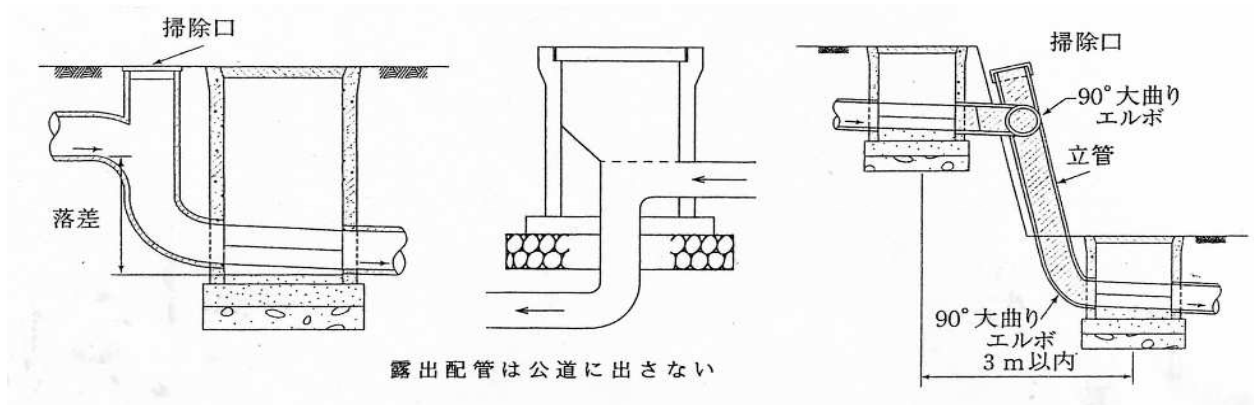
ウ 開渠の接続する部分に雨水ますを設置する場合は、ゴミ等の浸入を防止するためスクリーンを設けることが望ましい。

4-3 ドロップます(汚水)

上流管と下流管の落差が大きい場合は、ドロップますを使用する。

なお、副管は認めない。

図4-3 ドロップますの構造

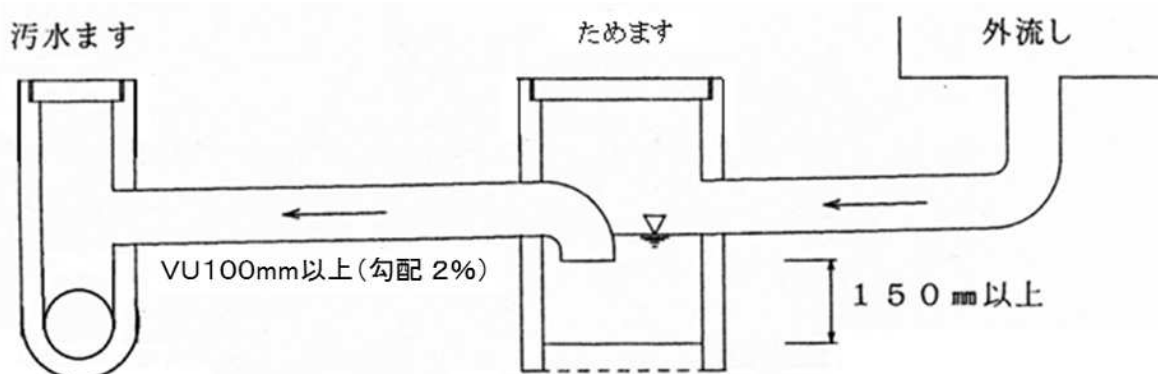


4-4 ためます(汚水雨水共通)

外流し等に設置するためますは、内径30cm以上、泥だめの深さは10cm以上とし、基礎の構造はコンクリートますと同様にする。ただし、臭気対策用のエルボ管を設置する場合は、エルボ管の下端から泥だめの深さを15cm以上とすること。維持管理に支障となるため、エルボ管は接着せず、取り外し可能とすること。

外流しのためますの構造は図4-4とし、勾配(表3-1を参照)をとること。

図 4 - 4 ためますの構造と外流しの接続例



4 - 5 掃除口

排水管の詰まり、あるいは流れが悪くなった場合、管内を容易に掃除できるように適切な位置に、また、排水管の会合点や屈曲点等でますを設置することが困難な場合、排水管の保守点検を容易にするために掃除口を設けるものである。施工に当たっては、次のことに注意しなければならない。

- (1) 掃除用具が無理なく十分効果的に使用できる形と大きさとする。
- (2) 地中埋設管に設ける場合には、その配管の一部を床仕上げ面又は地盤面、若しくはそれ以上まで立ち上げる。
- (3) 隠ぺい配管の場合には、壁又は床の仕上げ面と同一面まで配管の一部を延長して取り付ける。
- (4) 排水立て管の最下部に掃除口を設ける空間がない場合等には、その配管の一部を床仕上げ面又は最寄りの壁面の外部まで延長して取り付けること。
- (5) 蓋は、漏水がなく臭気もれない密閉式のものとする。
- (6) 掃除口の上をモルタル、しっくい等の材料で覆わないこと。

4 - 6 雨水の地下浸透

宅内排水設備を行う際、雨水浸透適地は、屋根や敷地に降った雨を道路側溝、雨水管、水路、河川などへ直接放流しないで、敷地内の土壌の中に一時ためさせながら、雨水を土壌中に浸透させ、次のような効果を目的として、雨水の排水設備は浸透ますで施工する。ただし、雨水浸透不適地については、ためますとする。

- (1) 雨水を自然に返すことができる。(地下水のかん養と水資源の確保)
- (2) 浸水地域の解消や河川の氾濫の防止ができる。(都市型洪水対策)
- (3) 地盤沈下を防ぐことができる。(地盤沈下対策)
- (4) 植生の枯渇を防ぐことができる。(植生保護対策)
- (5) 海水の逆浸透による塩水化を防ぐことができる。(地下水の塩水化対策)

4 - 7 雨水浸透ます

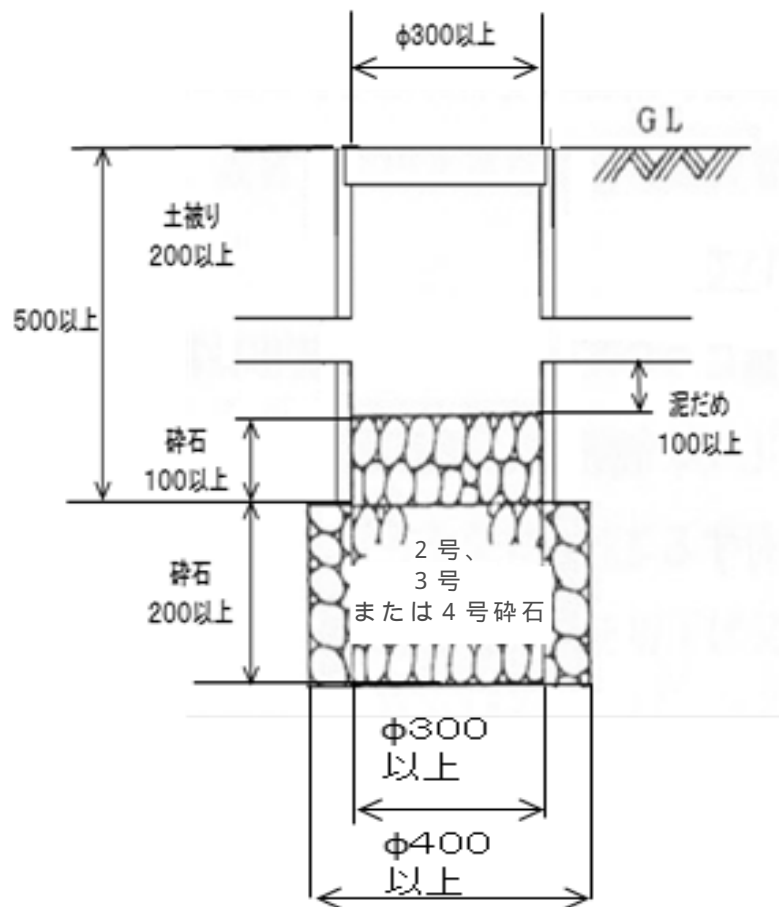
浸透適地の宅地内の雨水排水は、浸透ますを設置しオーバーフローを公共雨水ます等に接続し排除すること。河川区域又は河川保全区域内で、雨水浸透ますを設置する場合は、河川管理者と協議する。

4 - 7 - 1 雨水浸透ますの構造

ますの側面や底面から雨水を地下に浸透させる機能と若干の貯留機能を有する施設である。

- (1) ます底部は砕石を敷き詰めてから据付ける。
- (2) 砕石は2号砕石(粒径60～40mm)、3号砕石(粒径40～30mm)又は4号砕石(粒径30～20mm)を使用する。
- (3) 埋戻しは、陥没のないよう十分に突固めること。
- (4) 浸透ますの維持管理は浸透能力を維持するため定期的にごみの除去を行う。
- (5) 浸透ますの泥だめについては10cm以上とする。

図 4 - 5 雨水浸透ます断面図



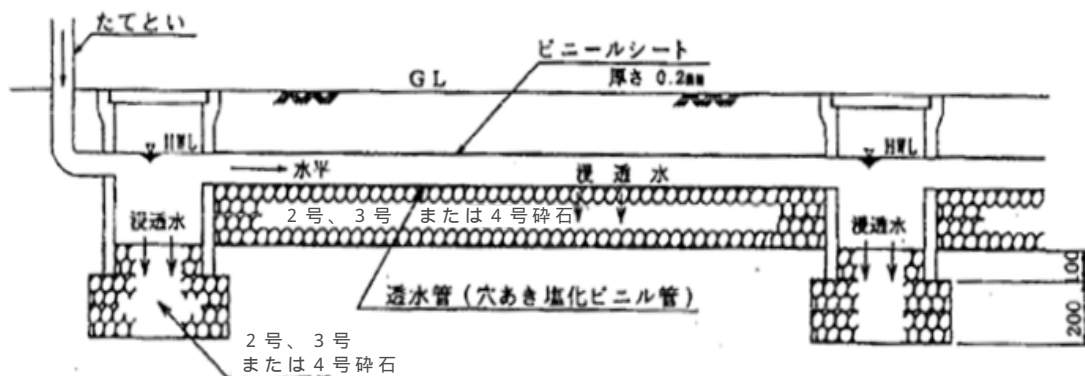
4 - 7 - 2 透水管（有孔管等）

透水管は、側面に浸透孔を設けたもの、又は有孔性の材料で造られたもので、その周囲を砕石等で覆い、集水した雨水を地中に浸透させる施設である。

- (1) 透水管は水平に据付ける。
- (2) 透水管は、有孔部分を下方にして施工する。
- (3) 透水管の設置位置は浸透水の影響を避ける為、建物の基礎、隣地境界、その他構造物等から 30 cm 以上の離隔をとる。
- (4) 透水管の敷設間隔は浸透流の相互干渉により浸透量の低下がある為、1.5 m 以上の離隔をとる。
- (5) 透水管の施工は、車両の出入口部を避け施工する。
- (6) 浸透層に使用する砕石は 2 号砕石（粒径 60 ~ 40 mm）、3 号砕石（粒径 40 ~ 30 mm）又は 4 号砕石（粒径 30 ~ 20 mm）とする。

- (7) 浸透層側部はフィルター材（厚さ 1 . 5 mm 以上）で覆い陥没を防止する。
- (8) 浸透層上部はビニールシート（厚さ 0 . 2 mm 以上）で覆い陥没を防ずる。
- (9) オーバーフロー管の接続に当たっては、側溝等の排水が逆流しないように十分落差を付ける。
- (1 0) 透水管の維持管理は浸透能力を維持するため定期的にごみの除去を行う。

図 4 - 6 浸透ます及び透水管布設標準構造図



4 - 7 - 3 雨水浸透設備を設置する位置についての注意事項

浸透ます及び透水管を設置する場合、擁壁の高さが 1 . 0 m 以上ある場合は参考図 4 - 1 , 4 - 2 のとおりとする。

4 - 7 - 4 透水管の設計計算

透水管の長さは時間あたりの計画雨水流出量と単位浸透量から算出する。

$$\text{透水管長さ } L \text{ (m)} = \frac{\text{計画雨水流出量 } Q \text{ (m}^3/\text{hr)}}{\text{単位浸透量 (m}^3/(\text{hr} \cdot \text{m}))}$$

(1) 計画雨水流出量Qの算出方法は、次のとおりとする。

$$Q = \frac{1}{360} \times (C_i - C') \times I \times A \times 3600$$

- Q : 計画雨水流出量 (m³/hr)
- C_i : 開発事業完了後の平均流出係数
- C' : 平塚市下水道計画の排水区別流出係数
- I : 降雨強度 (mm/hr)
- A : 集水面積 (ha)

開発事業完了後の流出係数

下記の値により算出する。

工種別基礎流出係数

工種	屋根	舗装	ゴルフ場等の芝	間地
流出係数	0.80	0.75	0.50	0.20

「ゴルフ場等の芝」とは、転圧、改良等を行い浸透率が低下したものをいう。

平均流出係数の計算方法

$$C_i = \frac{\text{屋根面積} \times 0.80 + \text{舗装面積} \times 0.75 + \text{ゴルフ場等の芝} \times 0.50 + \text{間地} \times 0.20}{A}$$

平塚市下水道計画の排水区別流出係数

下水道整備課の公共下水道事業計画を参照のこと。

降雨強度 (mm/hr)

$$I = \frac{4750}{t + 33}$$

降雨到達時間 (分)

t = 最初流入時間 + 流下時間

最初流入時間 = 7分

流下時間 (分) = 各管路延長 (m) ÷ (各管路の満管流速 (m/s) × 60)

(2) 単位浸透量 の算出方法は、次のとおりとする。

$$= Q f \times C$$

：設置施設の単位設計浸透量 ($\text{m}^3 / (\text{hr} \cdot \text{m})$)
Q f : 設置施設の基準浸透量 ($\text{m}^3 / (\text{hr} \cdot \text{m})$)
C : 各種影響係数 = 0.54

設置施設の基準浸透量

$$Q f = k_0 \times k_f$$

k₀ : 土壌の飽和透水係数 (m / hr)
砂質層 = 0.51
黒土層 = 0.10
(個々の試験データを使用してもよい)
k_f : 設置施設の比浸透量 (m^2)

設置施設の比浸透量

$$k_f = a H + b$$

$$a = 3.093$$

$$b = 1.34W + 0.677$$

H : 設計水頭 (m) = 高さ

W : 施設幅 (m)

a, b : 施設形状による係数

100mmの場合の浸透面積（参考）

透水管(30cm×30cm)、砂質層の場合 図4-7-1

単位設計浸透量 =0.553m³/(hr・m)

C_i (開発事業完了後の平均流出係数)=0.75

C' (平塚市下水道計画の排水区別流出係数)=0.50

I(降雨強度)=51mm/h

透水管(L=1m)で時間あたりの浸透面積

$$A = \frac{V}{(C_i - C') \times I}$$
$$= \frac{0.553}{(0.75 - 0.5) \times 0.051}$$
$$43\text{m}^2/\text{m}$$

よって、砂質層の場合 透水管L=1m当り 面積43m² を浸透させることが可能である。

150mmの場合の浸透面積（参考）

透水管(50cm×80cm)、砂質層の場合 図4-7-2

単位設計浸透量 =1.052m³/(hr・m)

C_i (開発事業完了後の平均流出係数)=0.75

C' (平塚市下水道計画の排水区別流出係数)=0.50

I(降雨強度)=51mm/h

透水管(L=1m)で時間あたりの浸透面積

$$A = \frac{V}{(C_i - C') \times I}$$
$$= \frac{1.052}{(0.75 - 0.5) \times 0.051}$$
$$82\text{m}^2/\text{m}$$

よって、砂質層の場合 透水管L=1m当り 面積82m² を浸透させることが可能である。

図 4 - 7 - 1 透水管標準断面図 (100 mm の場合)

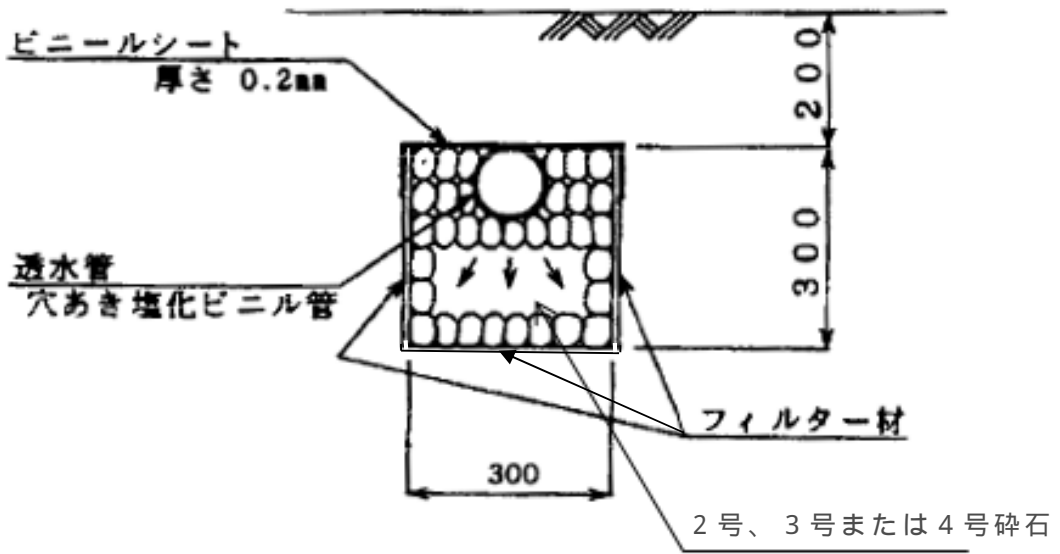


図 4 - 7 - 2 透水管標準断面図 (150 mm の場合)

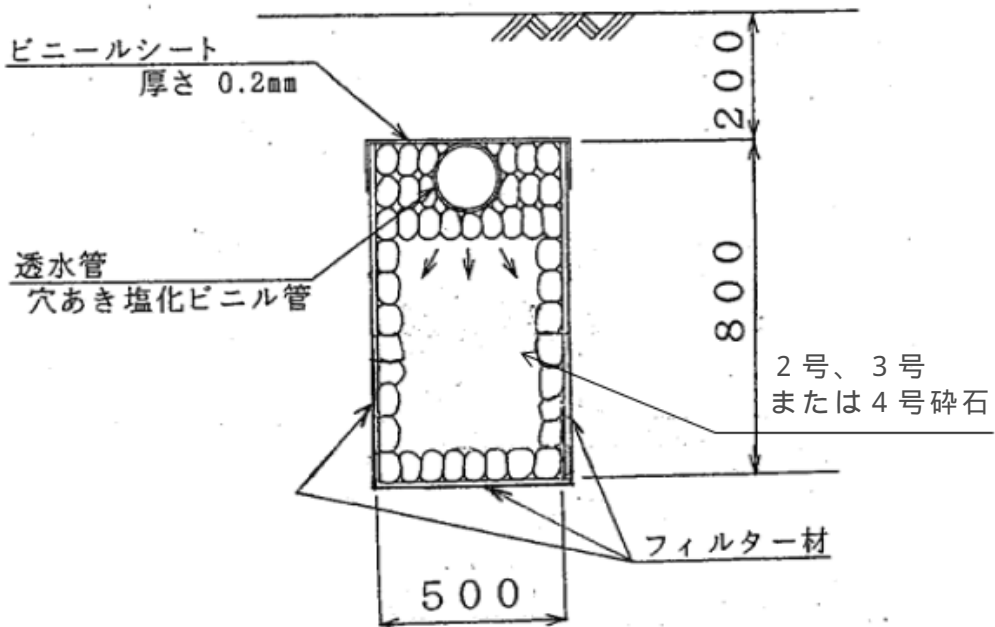
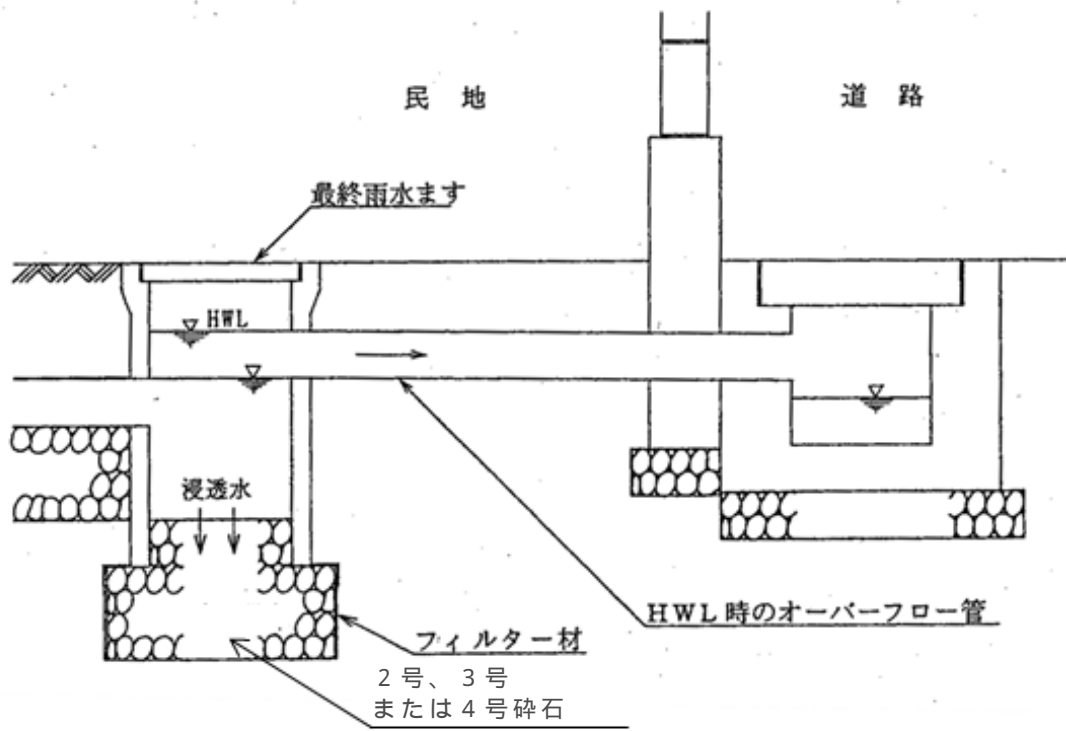


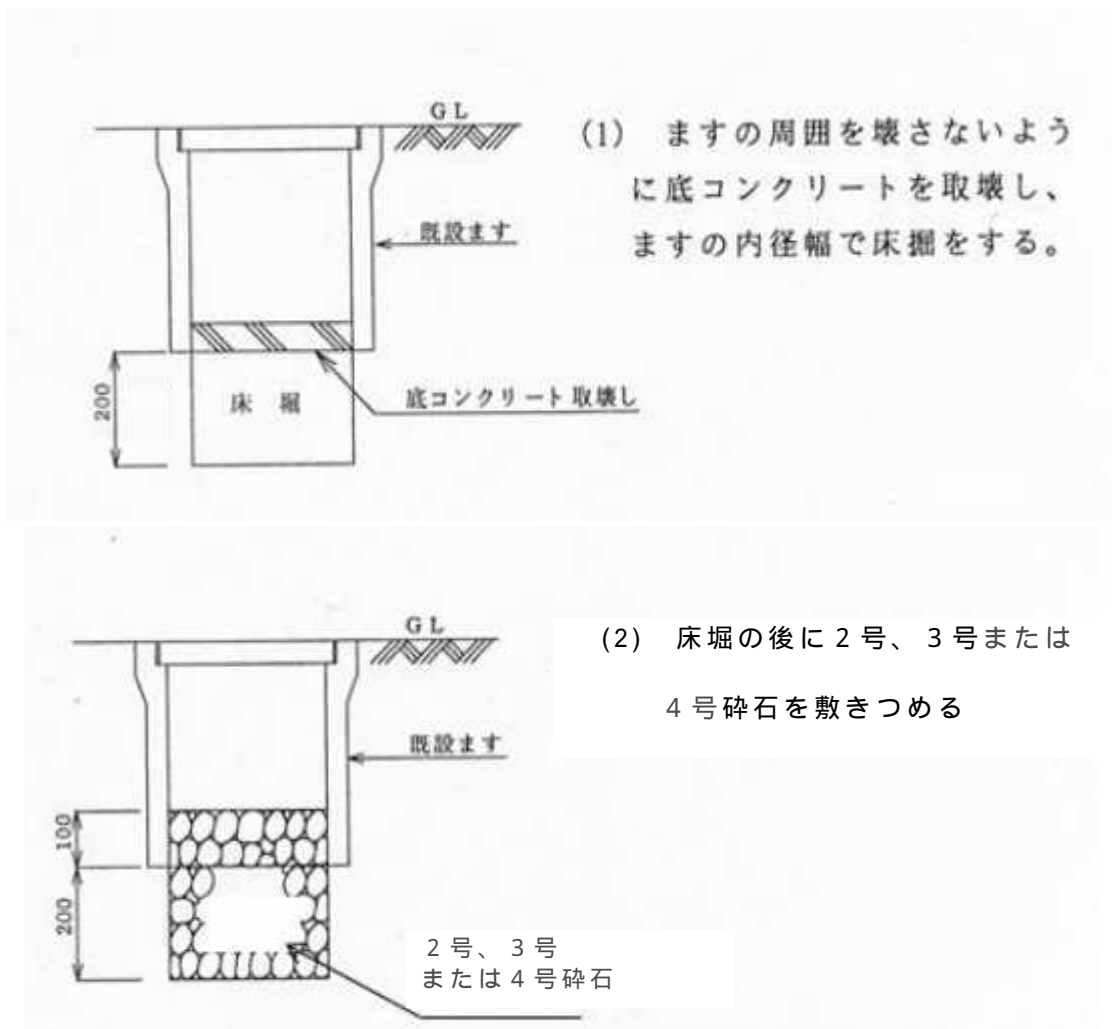
図 4 - 7 - 3 オーバーフロー管の接続方法



4 - 7 - 4 浸透ます（既設雨水ますの改造）

既設の雨水ますを浸透ますに改造するときの構造は図4 - 8を標準とする。

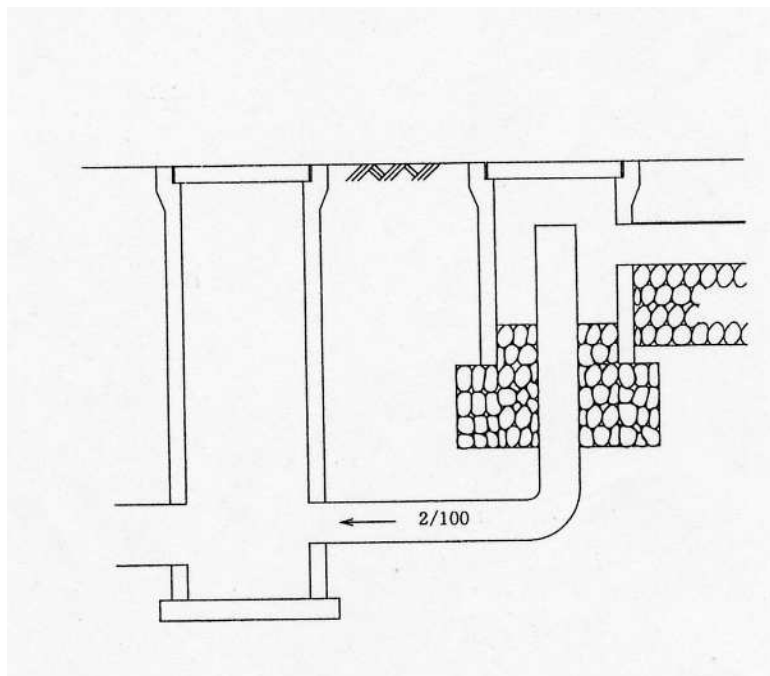
図4 - 8 既設ますの改造



4 - 7 - 5 浸透ドロップます

浸透ドロップますの立ち上り管の高さは、流入管の管頂高までとする。

図 4 - 9 浸透ドロップますの構造図



4 - 8 ます蓋の強度について

- (1) 車が乗らない箇所については、普通蓋を使用する。
- (2) 乗用車が乗る場合は耐圧蓋を使用する。
- (3) 共同住宅の駐車場については、防護鉄蓋 (T - 6 以上) を使用する。
- (4) 位置指定道路及び共同排水については、台座付鉄製防護用蓋 (T - 8 以上) を使用する。

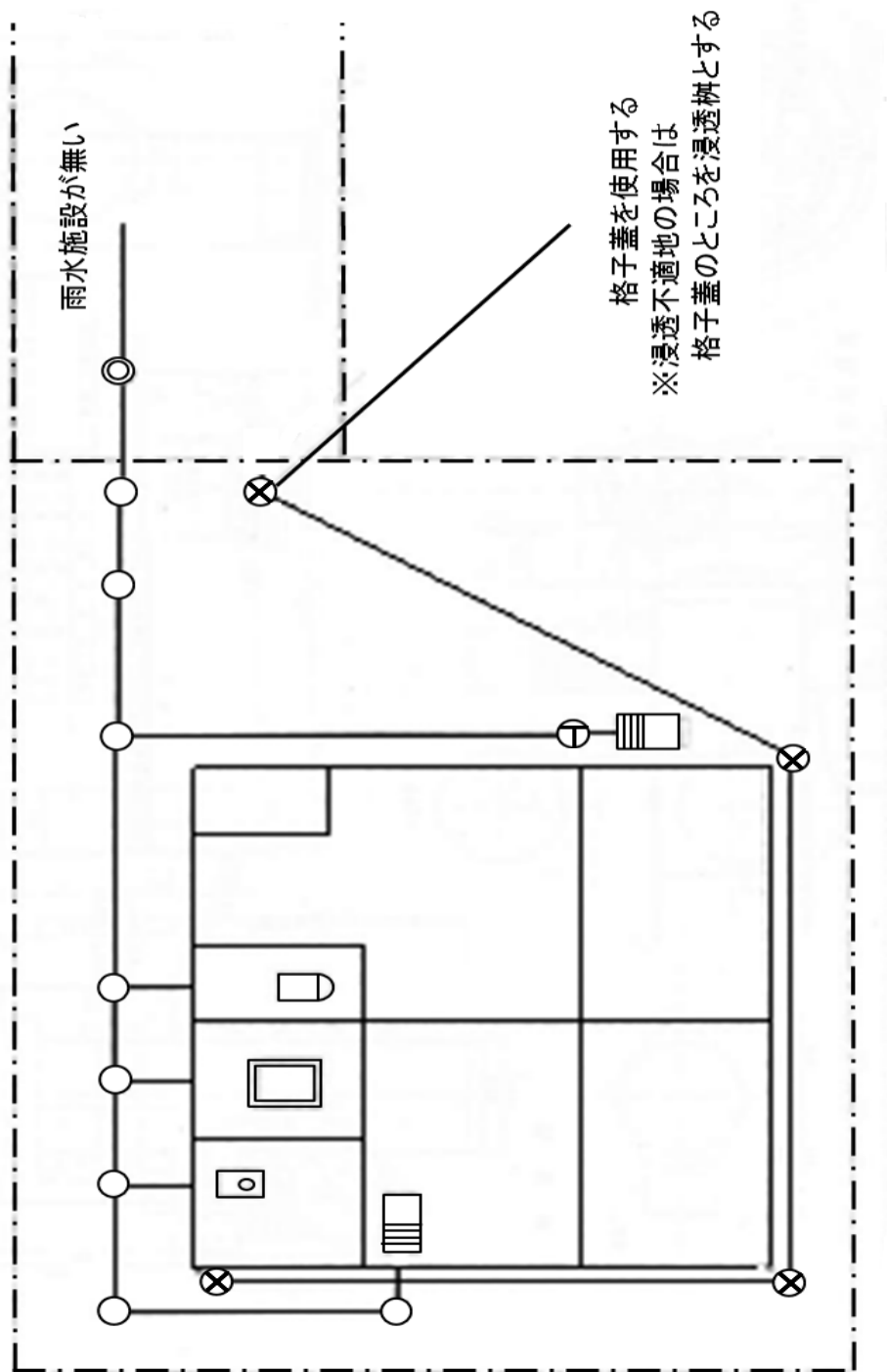
4 - 9 公共汚水ますへの接続について

- (1) 公共汚水ますへの接続は、管底接続とする。
- (2) コンクリート製公共汚水ますに接続する管は、ますの内壁から突き出ないように差し入れ、その周囲をモルタルで十分に埋め、内外面の仕上げをする。
- (3) コンクリート製公共汚水ますの側塊、斜壁等の積目地は 1 cm とする。なお、地下水の高い所では、地下水が浸入しないように十分注意して施工すること。
- (4) 硬質塩化ビニル製公共汚水ますは、キャップ止めとなっているのでキャップをはずし、接着剤を十分施し接続すること。使用しない場所は、そのままにしておくこと。

5 参考図

参考図 1

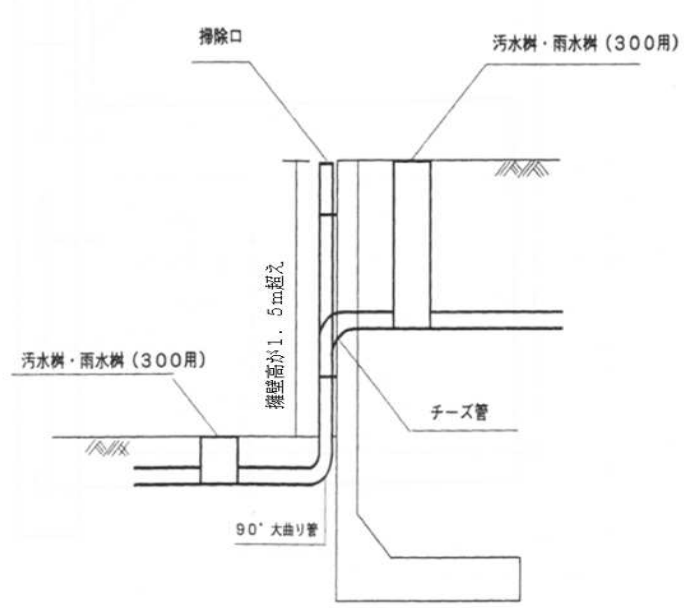
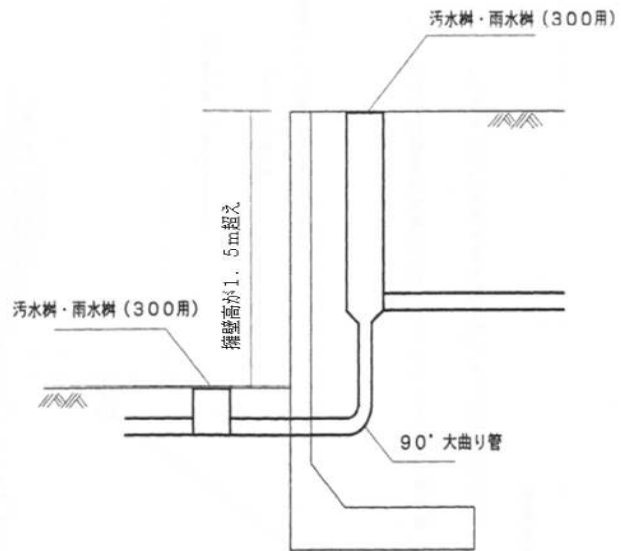
市道（私道）に雨水施設が無い場合



参考図 2

擁壁部の施工方法

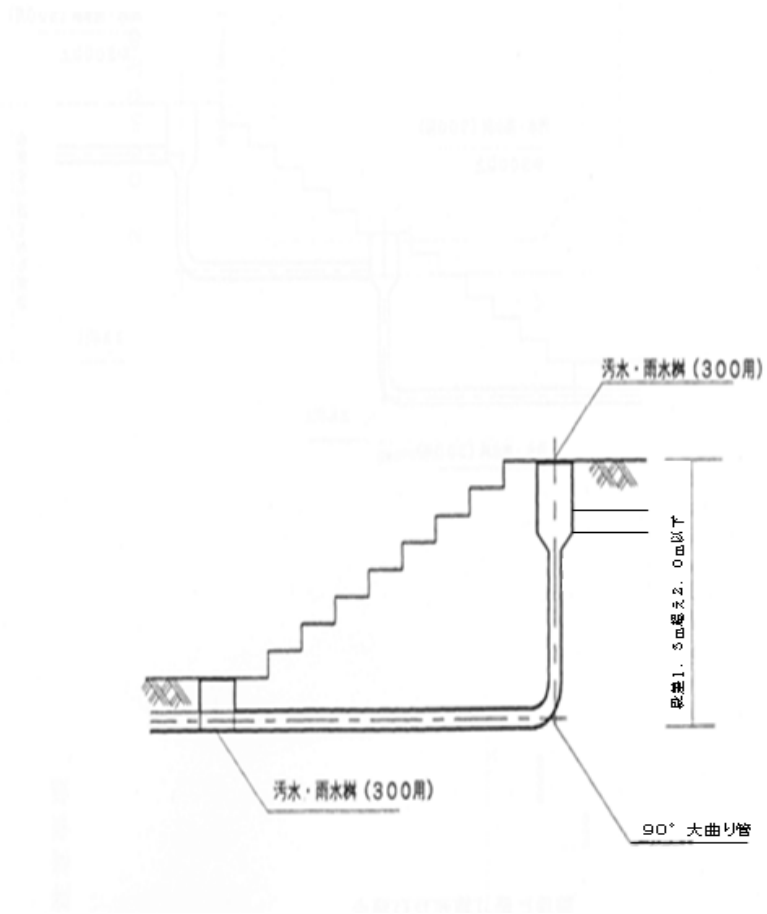
擁壁等の高さが1.5mを超える場合



参考図 3 1

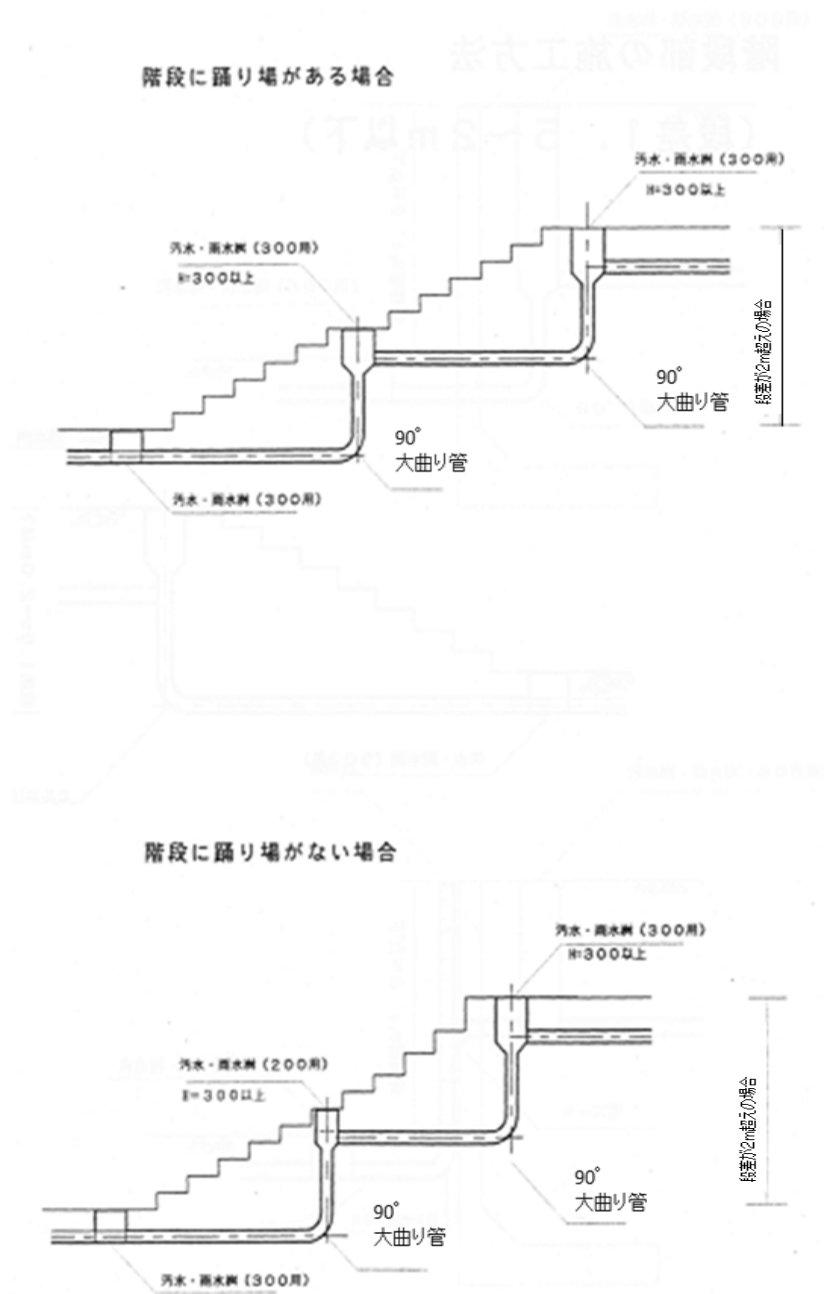
階段部の施工方法

(段差1.5m超え2.0m以下)



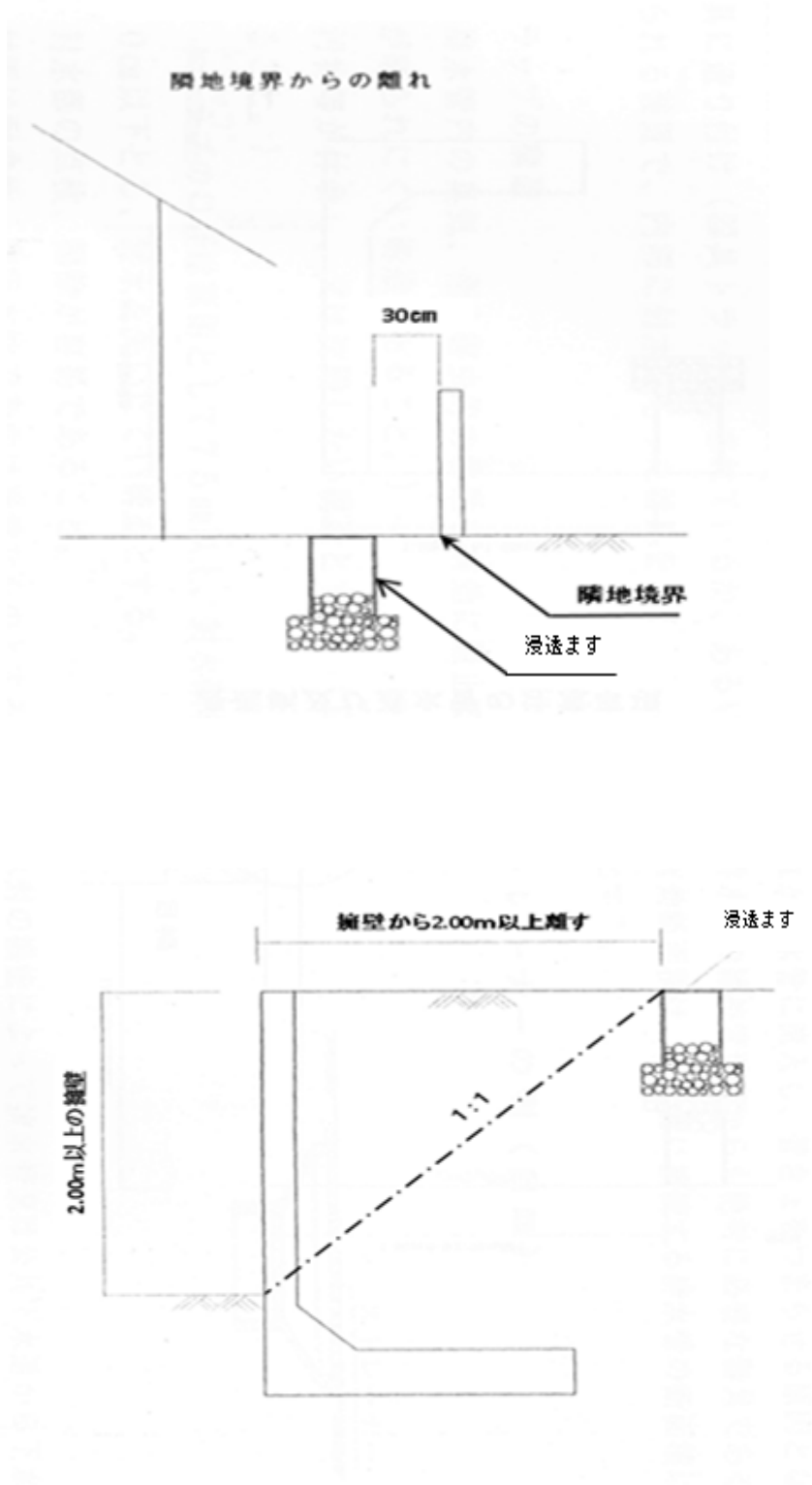
参考図 3 - 2

階段部の施工方法（段差 2 m 越え）

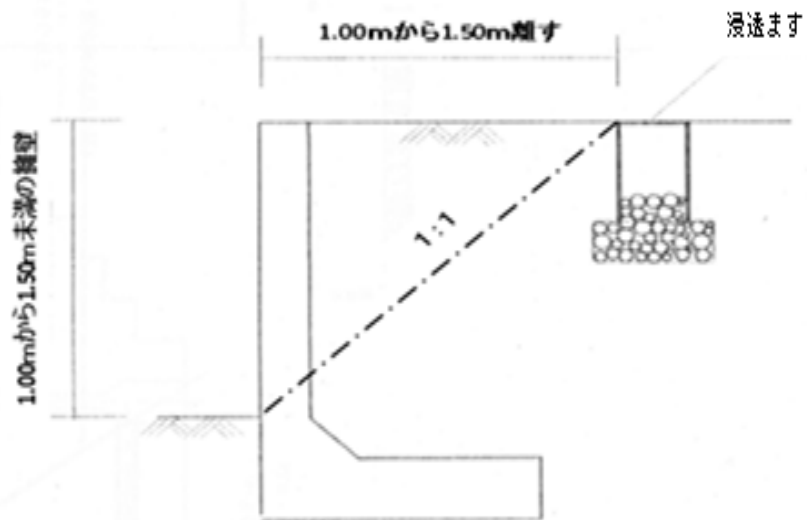
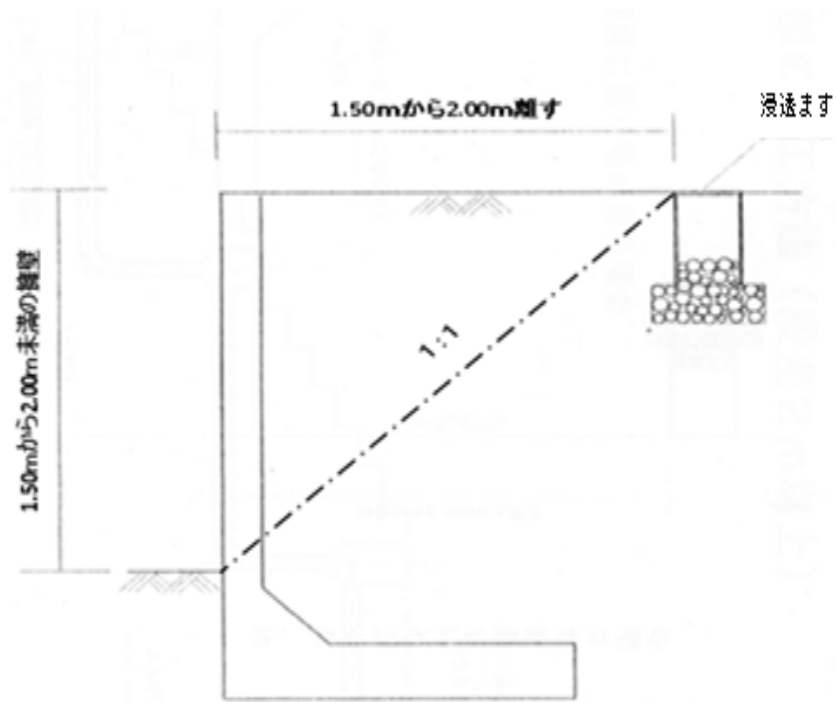


参考図 4 - 1

浸透ます及び透水管の注意事項



参考図 4 - 2



6 付帯施設

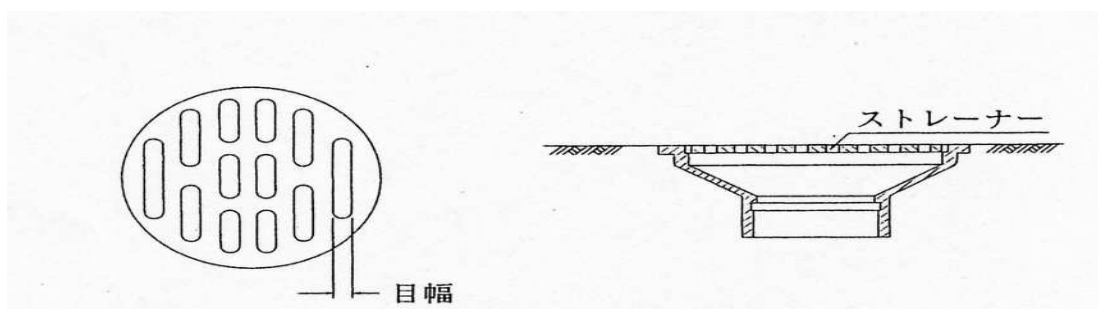
6 - 1 ストレーナー

浴場、流し等汚水流出口には、固形物の流下を阻止するために取外しのできる有効な目幅をもったストレーナーを設けなければならない。

これを省くと、台所の流しからの野菜くず、割箸、また浴室、洗濯場からの髪の毛、布切れが排水管に流入し、管渠をつまらせる原因となる。

したがって、排水管の維持管理上からも絶対に必要な器具である。ストレーナーの開口有効断面積は、流出側に接続する排水管の断面積以上とし、目幅は8 mm以下とする。

図6 - 1 ストレーナーの例（目皿）



6 - 2 トラップ

トラップは、水封の機能によって排水管又は公共下水道から下水ガス、臭気、衛生害虫などが器具を経て屋内に侵入するのを防止するために、衛生器具に造り付け（器具トラップ）されているか、あるいはます内や枝管に設けられる装置で、内部に封水をもった器具をいう。

6 - 2 - 1 トラップの構造

- (1) 排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に阻止できること。（封水が破られにくい構造であること。）
- (2) 汚物等が付着し、又は沈殿しない構造とする。（自己洗浄作用を有すること。）
- (3) トラップの口径は原則として75 mm以上、封水深5 cm以上10 cm以下とし、封水を失いにくい構造とする。
- (4) 封水部の点検、掃除が容易であること。
- (5) 材質は耐食性、非吸水性で表面は平滑なものとする。
- (6) 他のトラップの封水を保護すること及び汚水を円滑に流下させる目的

から、二重トラップとならないようにする。

6 - 2 - 2 トラップの種類

トラップにはいろいろな種類があるが、基本型として次の5種類を上げることができる。

- (1) Sトラップ
- (2) Pトラップ
- (3) Uトラップ
- (4) ドラムトラップ
- (5) ベルトラップ(わんトラップ)

その他、歯科医院、美容院等特殊な雑排水を排出する箇所にヘアトラップ等を設置すること。

図 6 - 2 トラップの種類

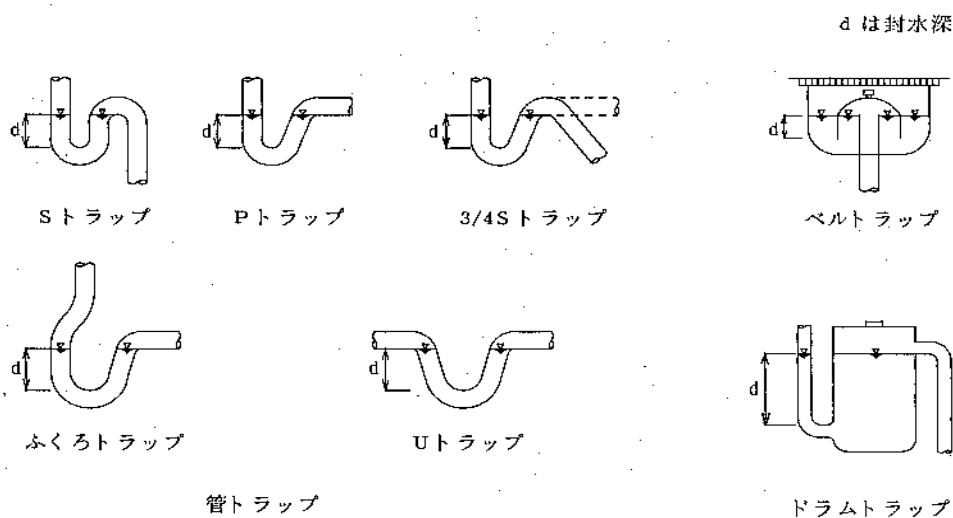
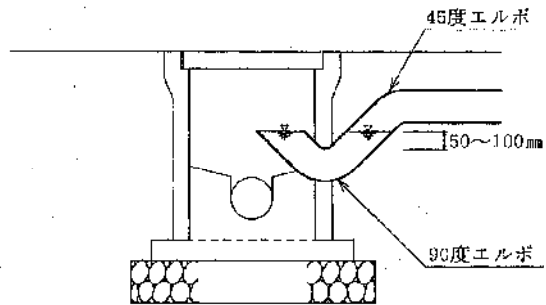
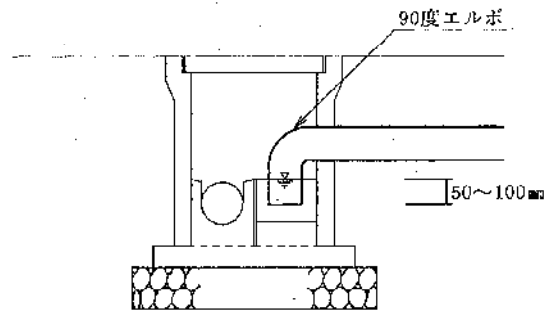


図 6 - 3 防臭の施工例

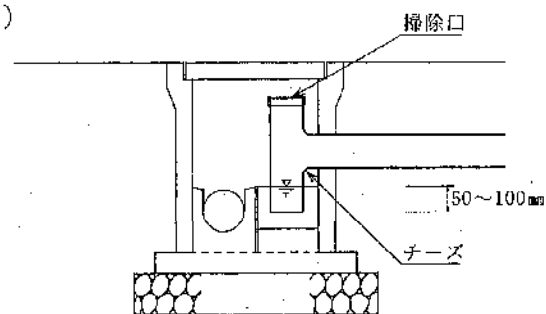
(a) エルボを使用した例



(b) まず内トラップの例
(エルボ使用)



(c) まず内トラップの例
(掃除口使用)



6 - 3 阻集器

阻集器は、排水中に含まれる油性溶剤、土砂等の有害物質又は再利用できる物質の流下を阻止、分離、収集して残りの水液のみを自然流下により排水できる形状、構造をもった器具又は装置をいい、公共下水道及び排水設備の機能を妨げ、又は損傷するのを防止するとともに、処理場における放流水の水質確保のために設ける。

店舗等で排水設備の機能を妨げ、又は損傷する恐れのあるものは適正な規模の阻集器を設置し自己の日常管理を欠かさない。なお、ラーメン店、中華料理店等については、それにあつた大きさの阻集器を設置する必要がある。特にラーメン店、中華料理店等については、日常の維持管理が大事であるため、設置にあたっては、その旨、使用者に説明することが大切である。

6 - 3 - 1 阻集器の種類

(1) グリース阻集器(グリーストラップ)

事業用調理場等からの油脂類を阻止するものである。また、グリース阻集器にエアレーションの設置や、バイオ等の力で油が固まらないようにできる器具等の設置は禁止とする。(宅内排水設備では油が固まらなく、下流の公共下水道の本管で固まり閉塞を起こすため。)

(2) オイル阻集器(オイルトラップ)

給油場等で次に示すガソリン、油類の流出する箇所に設け、ガソリン、油類の流下を阻止する。

ア ガソリン供給場、給油場(ガソリンスタンド)

イ ガソリンを貯蔵しているガレージ

ウ 可燃性溶剤、揮発性の液体を製造又は使用する工場、事業場

エ 機械式駐車場の地下排水での油の流出、その他自動車整備工場等
機械油の流出する事業場

(3) サンド阻集器(サンドトラップ)及びセメント阻集器

泥、砂、セメントなどが多量に流入すると予想される箇所に設け底部の泥だめの深さh 150mm以上とする。

(4) ヘア阻集器(ヘアトラップ)

ア 理髪店、美容院等の洗面、洗髪器

イ プール、事業用浴場(大型のヘア阻集器)

(5) ランドリー阻集器(ランドリートラップ)

事業用洗濯場(クリーニング店(コインランドリーを含む))等から排

出される糸くず、布くず、ボタン等の流下を阻止する。阻集器の中には取外し可能なバスケット形スクリーンを設ける。

(6) プラスタ阻集器(プラスタトラップ)

外科ギブス室や歯科技工室等から排出されるプラスタ、貴金属等の不性物質流下を阻止する。

6 - 3 - 2 グリース阻集器の選定基準

(1) グリース阻集器は、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)に基づき、日本阻集器工業会が作成した選定基準により、容量を決定する。

(2) 飲食店等の業種(業種にあった基準の阻集器を設置する。)

ア コンビニエンスストア、喫茶店、軽食等

イ そば、うどん、和食、洋食等

ウ 中華料理、焼肉、ファストフード等

エ ラーメン

オ 調理センター等

6 - 3 - 3 阻集器の維持管理

(1) 阻集器に蓄積した油脂類については毎日除去しなければならない。また、可燃性廃液などの浮遊物、土砂、その他沈殿物は、必ず定期的に除去しなければならない。

(2) 阻集器から除去したゴミ、汚泥、廃油等の処分は、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”によらなければならない。ただし、再利用する場合はこの限りではない。

図 6 - 4 サンド阻集器及び
セメント阻集器の例

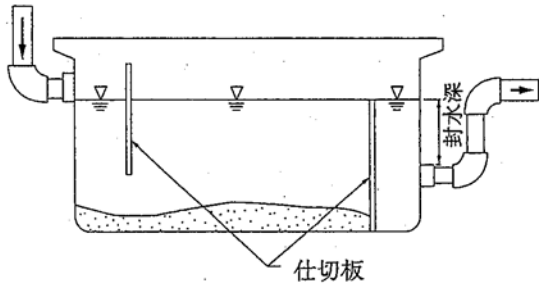


図 6 - 5 ヘア阻集器の例

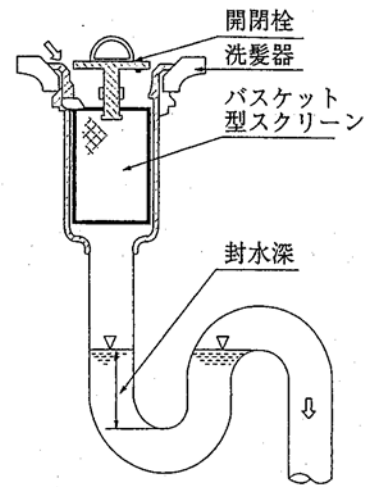


図 6 - 6 ランドリー阻集器の例

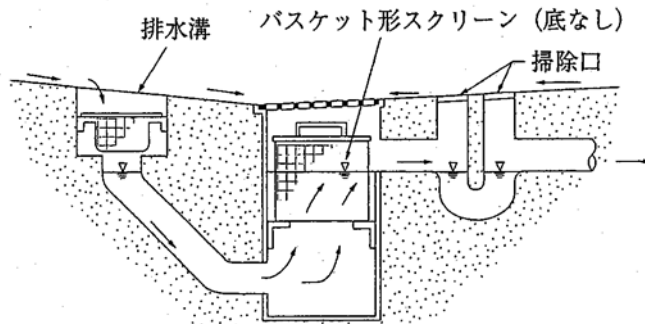


図 6 - 7 プラスタ阻集器の例

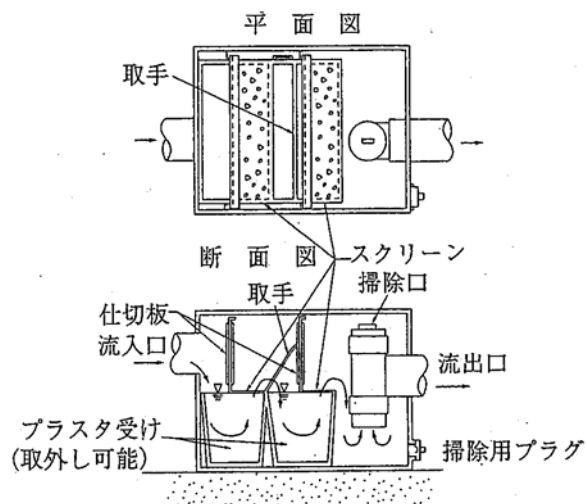


図 6 - 8 阻集器の施工例（小規模な店舗の場合）
断面図

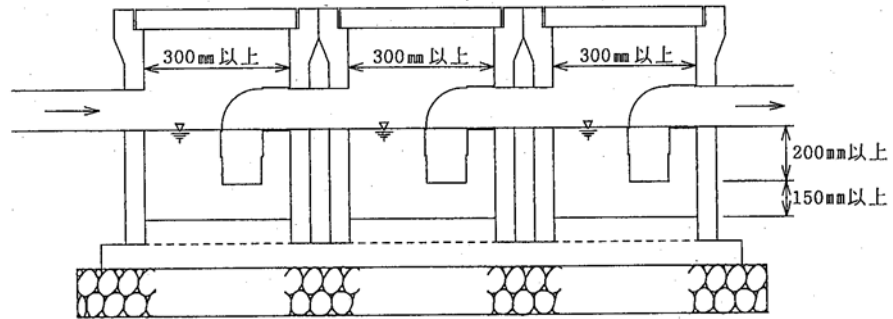


図 6 - 9 グリース阻集器の例

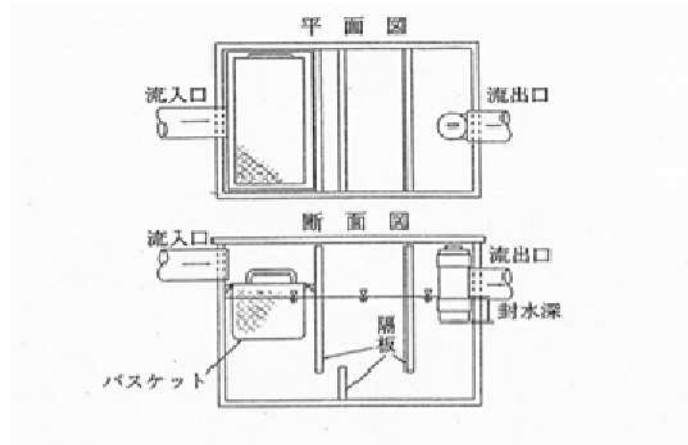
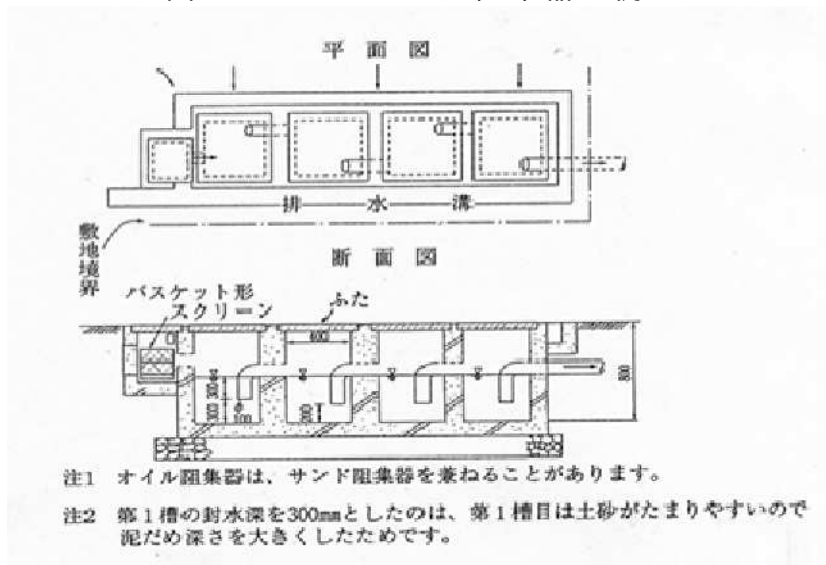


図 6 - 10 オイル阻集器の例



6 - 4 ディスポーザ

ディスポーザを使用する場合は、平塚市ディスポーザ排水処理システム等取扱要綱に基づき設置する。また、単独で設置するディスポーザ（処理施設がない）については、設置を禁止する。

ディスポーザ排水処理システムを新設及び変更する場合は、下水道経営課と協議をしなければならない。

なお、ディスポーザ排水処理システムは、設置後の管理が重要であり、管理不十分のために近隣からの悪臭苦情が見受けられる。十分な維持管理に努めること。

7 水洗便所工事

7 - 1 汲取り便所の改造

汲取り便所を改造して水洗便所にする場合には、在来の便槽を適切な方法で撤去又は土砂等で埋戻し、将来にわたって、衛生上及び陥没等問題ないように処置する必要がある。

通常の場合、便槽内のし尿をきれいに汲取ったあと、その内部を消毒し、地盤より深さ60cmまで取り壊した後に埋戻す。

なお、埋戻しは、消毒後底部をせん孔して水抜き孔(30cm×30cm程度)を設け良質土を使用し沈下のないよう施工する。また、工事写真を撮る。

汲取り便所に貯留されたし尿は、前もって市役所の担当窓口で手続き汲取ること。

7 - 2 浄化槽の処理

取壊し、埋戻し等の処理は汲取り便所と同様であるが、し尿の汲取りは必ず浄化槽清掃業者に申し込んで汲取ること。地盤より深さ60cmまで取り壊したのちに埋戻す。なお、埋戻しは、消毒後底部をせん孔して水抜き孔を設ける。また、工事写真を撮る。

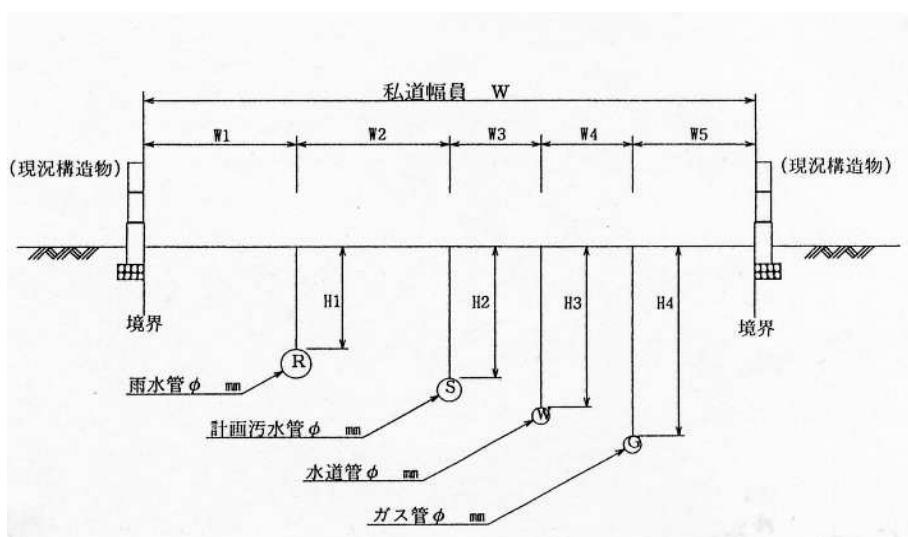
8 共同排水設備

共同排水設備とは、私道関係者の費用負担の軽減を図るため私道内に共同で使用する排水設備をいう。

8 - 1 事前調査

- (1) 工事着手前に、地下埋設物の調査を行い、既設管及び既設構造物等と計画排水管との位置関係及び影響範囲等が判断できるような断面図を作成し提出すること。(図8-1)
- (2) ガス管の切り回し、又は移設が伴うと予想される場合は、それに係る費用が多くなるため、申請書提出前に関係説明資料を作成し、請負人、ガス会社及び市の3社で施工方法等について協議しなければならない。
- (3) 道路にそって老朽化した建物や根入れの浅い塀等がある場合はこれらに近接して工事を行うと、損傷を与えることがあるので、これらをできるだけ避けるような管路の位置を決定する。
- (4) 請負人は、事前に工事の施工方法及び予想されるブロック塀等の補償物件と、その費用負担について依頼者に十分説明し、関係者全員の同意を得、あとで問題の起こらないよう注意すること。
- (5) 周辺構築物が判断できるよう工事着手前の現況写真を提出すること。

図8-1 道路標準横断面図の例



8 - 2 設 計

共同排水設備のうち、共同で使用する部分の汚水・雨水本管の管径及びますの規格は次のとおりとする。

(1) 汚水・雨水本管

ア 汚水本管の管径と勾配

排水人口 (人)	汚水本管内径 (mm) と勾配
500 未満	150 以上 (勾配 1.5 / 100)
500 以上 1000 未満	200 以上 (勾配 1.2 / 100)

イ 雨水管の管径と勾配

排水面積 (m ²)	雨水本管内径 (mm) と勾配
600 未満	150 以上 (勾配 1.5 / 100)
600 以上 1500 未満	200 以上 (勾配 1.2 / 100)
1500 以上	250 以上 (勾配 1.0 / 100)

(2) 汚水・雨水ますの大きさについて

ア 硬質塩化ビニル製ますの大きさは次表のとおりとする。

深さ	内径又は内のり
150 cm 以下	20 cm 以上
150 cm 超え 200 cm 以下	30 cm 以上

イ コンクリート製ます等の大きさは次表のとおりとする。

深さ	内径又は内のり
60 cm 以下	30 cm
90 cm 以下	35 cm 又は 36 cm
120 cm 以下	45 cm
120 cm 超え 200 cm 以下	60 cm

(3) ますの深さが 2.0 m を超える場合は 0 号マンホール以上を使用する

(4) ますの大きさについては、管径より大きいますを使用する。

(5) 共同ますから宅地内に設置する汚水管及び雨水管について

ア 共同ますから宅地内までの管径は 10 cm 以上とする。

イ ますの深さが 2.0 m を超える場合は、本管に直接、取付管で接続する。ただし、本管の管径は 20 cm 以上とする。そのため、取付管の管径は 15 cm 以上とする。

(6) 宅地内に設置する汚水ます及び雨水ますについて

ア 汚水ますについては、管径より大きいますを設置する。

イ 雨水ますについては、30cmのますを設置する。

ウ 雨水の接続先が側溝、管渠形側溝の場合、接続先にグレーチング蓋のある箇所に設置する。また、グレーチング蓋が無い場合は協議すること。

(7) 布設方式は、ます方式とし勾配及び流れの方向が変わる地点、会合点、宅内から汚水本管へ接続する地点にますを設ける。

(8) ますの設置箇所は、本管の延長がその内径の120倍を超えない範囲内において本管の維持管理上適切な場所に設置する。

(9) 汚水・雨水ます蓋の耐圧について

ますを自動車等重量物の通る箇所に設ける場合は、予想される荷重に十分耐えうる構造のますとしなければならない。特に硬質塩化ビニル製ますを使用する場合は台座付鉄製防護用蓋を使用する。

ア 総重量8tを超える大型車両が通行しない宅地内道路はT - 8 t 蓋を使用する。

イ 総重量14tを超える大型車両が通行しない宅地内道路はT - 14 t 蓋を使用する。

ウ 総重量14tを超える大型車両が通行する場合はT - 20 t 以上の蓋を使用とする。

8 - 3 共同排水の設計金額について

(1) 共同排水を設計する場合、現地調査及び埋設管調査を行うこと。また、必要に応じて地質調査を行うこと。

(2) 排水設備等工事設計書の計上もれがあった場合（調査ミス、過少設計、違算）の清算変更は認めない。

(3) 排水設備等工事設計書の数量が過大なもの及び必要ないものは計上できない。

9 自己管理道路における排水設備

自己管理道路における排水設備とは、将来にわたり自ら維持管理する道路である私道（自己管理道路）に設置する排水設備をいう。

9 - 1 汚水・雨水の管径及びます

汚水・雨水の管径及びますの大きさについては、次のとおりとする。

(1) 汚水・雨水本管

ア 汚水本管の管径と勾配

排水人口（人）	汚水本管内径（mm）と勾配
500未満	150以上（勾配1.5 / 100）
500以上1000未満	200以上（勾配1.2 / 100）

イ 雨水本管の管径と勾配

排水面積（㎡）	雨水本管内径（mm）と勾配
600未満	150以上（勾配1.5 / 100）
600以上1500未満	200以上（勾配1.2 / 100）
1500以上	250以上（勾配1.0 / 100）

ウ 枝管の管径は10cm以上とする。

エ 深さが2.0mを超える場合は、本管に直接取付管で接続する。

ただし、本管の管径は20cm以上とする。そのため、取付管の管径は15cm以上とする。

オ 地下埋設物等で支障がある場合は、別途協議する。

(2) 汚水・雨水ますの大きさ

ア 硬質塩化ビニル製ますの大きさは次表のとおりとする。

深さ	内径又は内のり
150cm以下	20cm以上
150cm越え200cm以下	30cm以上

イ コンクリート製ます等の大きさは次表のとおりとする。

深さ	内径又は内のり
60cm以下	30cm
90cm以下	35cm又は36cm
120cm以下	45cm
120cm越え200cm以下	60cm

ウ ますの深さが2.0mを超える場合は0号マンホール以上を使用する。

エ ますの大きさについては、管径より大きいますを使用する。

- (3) 布設方式は、ます方式とし勾配及び流れの方向が変わる地点、会合点、宅内から汚水本管へ接続する地点にますを設ける。
- (4) ますの設置箇所は、本管の延長がその内径の 1 2 0 倍を超えない範囲内において本管の維持管理上適切な場所に設置する。

9 - 2 汚水・雨水ます蓋の耐圧について

ますの構造は、自動車等重量物の通る箇所に設ける場合は台座付鉄製防護用蓋を使用する。

- (1) 総重量 8 t を超える大型車両が通行しない宅地内道路は T - 8 t 蓋を使用する。
- (2) 総重量 1 4 t を超える大型車両が通行しない宅地内道路は T - 1 4 t 蓋を使用する。
- (3) 総重量 1 4 t を超える大型車両が通行する場合は T - 2 0 t 以上とする。

9 - 3 公共下水道の雨水管がない場合

- (1) 自己管理道路内の計画については、側溝等で行い、平塚市管理の側溝等に接続する。

ア 自己管理側溝を市の側溝に接続する場合は、市の側溝に集水ますを設置する。

イ 宅内に設置するますは 3 0 c m とする。また、接続箇所はグレーチング蓋を設置する。

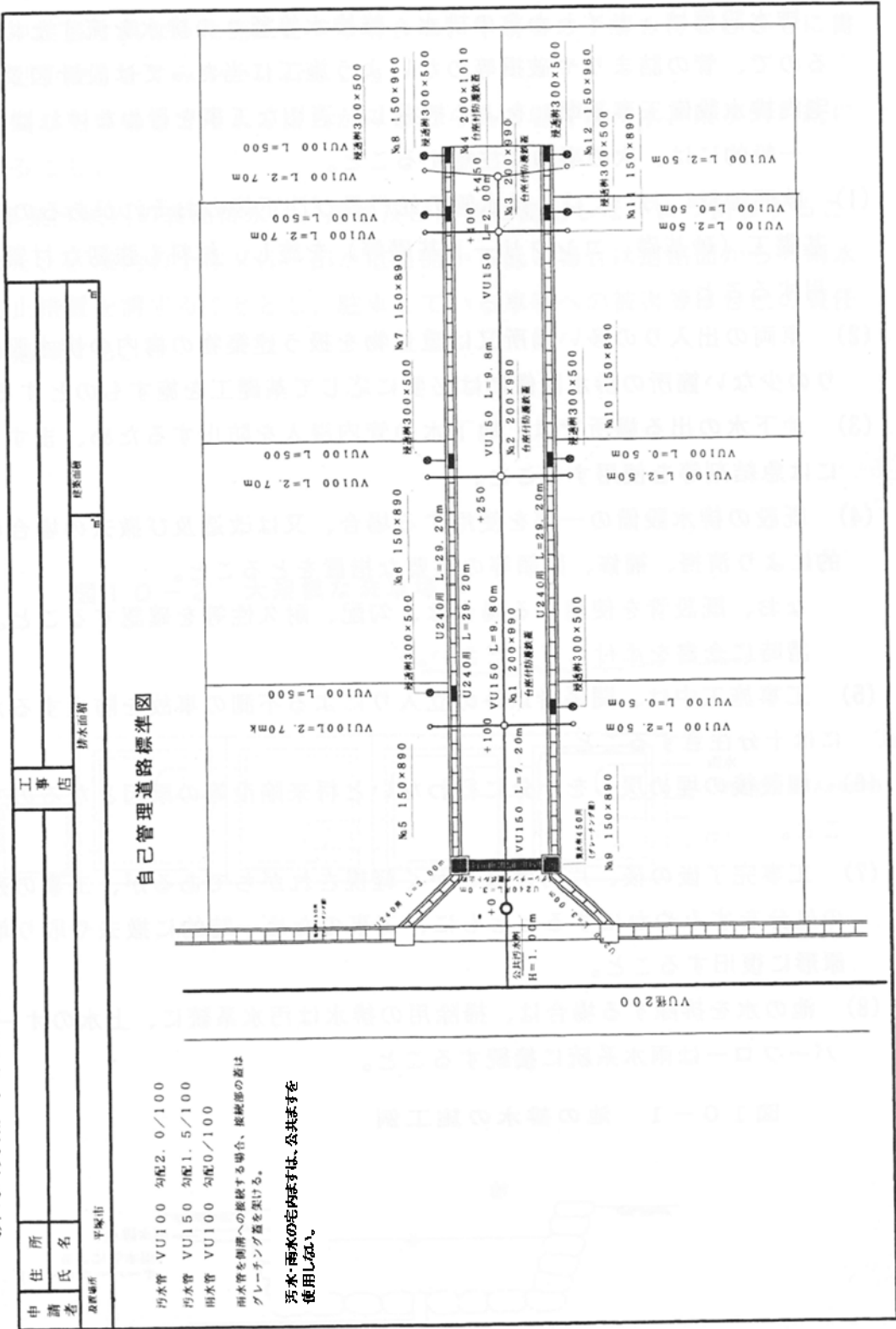
- (2) 前面道路に雨水施設が無い場合は官民境界まで管を延ばし、キャップ止めとする。

9 - 4 自己管理道路からの雨水の流出について

私道出入口には、雨水を道路に流出させないために、グレーチング側溝 (U 2 4 0 用以上) 及び集水ますを設置すること。また、できる限りボルト固定とし騒音や安全性に配慮する。

自己管理道路標準図

排水設備等設計図



1 0 特定施設及び除害施設

(1) 特定施設

特定施設は、水質規制が必要な施設として下水道法関係法令で定められている。特定施設を設置する工場・事業場を特定事業場といい、特定事業場の排水経路等を新設及び変更する場合は、法令に基づく届出等が必要となる。次のア及びイに該当する施設が、下水道法における特定施設である。

ア 水質汚濁防止法に規定する特定施設

人の健康及び生活環境に対して被害をもたらすおそれのある物質を含んだ水を排出する施設で、水質汚濁防止法施行令で定められている。

(例) クリーニング店の洗濯機、ガソリンスタンドの自動式洗車機

イ ダイオキシソ類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

ダイオキシソ類を含む汚水又は廃液を排出する施設で、ダイオキシソ類対策特別措置法施行令で定められている。

(例) 廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設等

(2) 除害施設

工場や事業場からは、製造や洗浄等の過程で不要となった廃水や洗浄水が発生する。これらの排水をそのまま下水道へ排除すると、下水道施設の機能を妨げ又は施設を損傷するおそれのある場合や、処理場からの放流水の水質を下水道法の基準に適合させることを困難にするおそれのある場合がある。そのため、下水道法及び平塚市下水道条例で工場や事業場から下水道に流すことのできる下水の水質基準が定められている。基準に適合しない水質の下水を継続して公共下水道に排除しようとするときは、基準に適合させるための施設（除害施設）を設置しなければならない。

1 1 排水設備工事に伴う注意事項

排水設備は、水洗便所からの排水、雑排水等種々の排水を流すためのものであるので、管の詰まりや破損等のないよう施工に当たっては設計図及び『平塚市排水設備工事取扱要領』をよく把握し、適切な工事を行わなければならない。

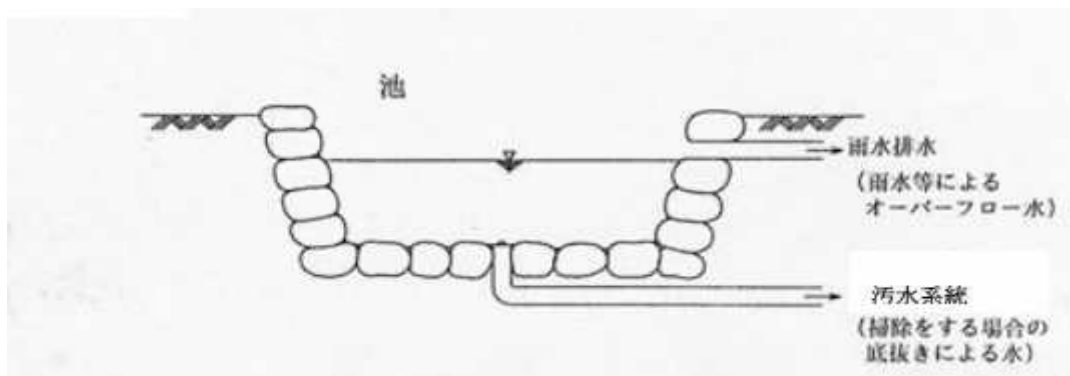
一般的には、次の事項に注意すること。

(1) 軟弱地盤においては、排水管の蛇行及び沈下等のおそれがあるので、

基礎工（砂基礎、コンクリート基礎等）を施し、材料も強靱な材質のものを使用すること。

- (2) 車両の出入りの多い場所又は重量物を扱う建築物の構内の排水設備及び土被りの少ない箇所の排水設備には必要に応じて基礎工を施すものとする。
- (3) 地下水の出る場所では、地下水の管内浸入を防止するため、ますとの接合部には急結剤等を使用すること。
- (4) 既設の排水設備の一部を使用する場合、又は改造及び撤去の場合その目的により清掃、補修、閉鎖等の必要な措置をとること。なお、既設管を使用する場合は、勾配、耐久性等を確認すること。
- (5) 工事施工中は、関係者以外の立入りによる不測の事故を防止するため、保安には十分注意すること。
- (6) 埋設後の埋め戻しを十分に行わないと将来陥没等の原因となるので注意すること。
- (7) 工事完了後の後片付けはとかく軽視されがちであるが、工事の残材、残土の処分をすみやかにするとともに、工事のため一時的に撤去や取り壊した物は原形に復旧すること。
- (8) 池の水を排除する場合は、掃除用の排水は污水系統に、上水のオーバーフローは雨水系統に接続すること。

図 1 1 - 池の排水の施工例



- (9) 器具の使用方法等については、設置義務者及び使用者に十分説明すること。
- (10) 確認申請書と異なった施工をする場合は、申請者の了解を得るとともに書類の変更手続きをすみやかに行うこと。
- (11) 大規模な洗車場等で污水と雨水の混入がある場合は当課と協議すること。

1 2 工事検査等

1 2 - 1

- (1) まちづくり条例に該当し引き渡しの期日が決まっている場合は、検査状況を確認し、早めに申し込むこと。まちづくり条例の検査日は基本的に毎週木曜日の午後に検査を行うため、検査の5日前（やむを得ない場合は2日前）までに「排水設備等完成届兼公共下水道使用申告書」を提出する。
- (2) 検査の5日前（やむを得ない場合は2日前）に検査に必要な資料がない場合は、検査を行えないため、再度検査の予約を取ること。
- (3) 検査の中止は、検査日の5日前までに連絡すること。
- (4) 検査時間については目安とすること。また、検査の都合で順番を変更することがある。
- (5) 検査予約は外構工事等、検査に支障がないように調整をした上で申し込むこと。

なお、外構工事等で検査に支障がある場合は、検査を取り止めることがあるので注意する。

- (6) 検査のための他人の土地や建物への立入りは、あらかじめその居住者に承諾を得ておくこと。

1 2 - 2 検査の方法

- (1) 設計書を照査し、位置、形状、延長に相違がなく、また使用材料及び施工方法が適切であることを検査する。
- (2) 排水管の勾配、ますの内径、深さが定められた基準により設けられ、排水の流れが円滑に公共ますへ流入しているかを検査する。
- (3) 汚水ます、雨水ます等の各ますのインバート、泥だまり、防臭装置の施工が基準どおり設けられているかを検査する。
- (4) 分流区域においては、汚水と雨水がそれぞれ正しく接続されているかを確認する。

1 2 - 3 現地検査

- (1) 完成届を提出する前に必ず下検査を行い、手直し等のないように十分確認して検査を受けること。
- (2) 手直しの指示を受けたときには、速やかに指示事項を完成させ、再査を受けること。

なお、手直し期間は指示日から最大2週間以内とする。

1 3 現場管理

工事中は、排水設備責任技術者に工事の監督を行わせ、技術上の指導と工事現場の整理整頓に努め、周辺住民に迷惑をかけないように現場管理を行わなければならない。

1 4 排水設備工事の注意及び取扱い

1 4 - 1 申請者に対して

(1) 申請者に設計内容 (単価・工事費)、助成制度・貸付あっせん制度など、十分に説明すること。また、見積設計額より増額する場合は、内容を説明し申請者の了解を得て工事を行うこと。

1 4 - 2 設計について

- (1) 事前調査を十分に行い、変更のないようすること。
- (2) 既設ます・既設管を使用する場合は、ますの寸法・深さ・管径・長さ等を記入すること。
- (3) 既設ますを使用する場合、インバートを切ること。
- (4) 雨水排水は、汚水と同等の施行をすること。
- (5) 雨水排除は敷地の外まで導くようにすること。
- (6) 既設ます・既設管は極力撤去せず (建築確認申請が必要なものを除く) に、雨水排水として使用すること。また、既設管を一部、新設管に直す場合は、100mm以上とすること。
- (7) 自動車の通る場所や駐車場等に設置する雨水ますについても、荷重に十分に耐える蓋を使用すること。

1 4 - 3 共同排水設備工事費の助成、排水設備の貸付あっせんの見積もり金額について

- (1) 円以下は切り捨てとする。
- (2) 諸経費の率は工事費の15%以内とする。
- (3) 設計手数料は工事費の3%以内とする。ただし、15,000円に満たない場合は、15,000円とする。
- (4) 工事費計は千円止めとする。

1 4 - 4 排水設備新設等確認申請について

(1) 排水設備新設等確認申請書が提出され、審査により手戻りがあった場合、速やかに修正し再提出をすること。

- (2) 平面図は排水設備に必要な水回りを記入し、家の間取りは記入しなくてもよい。既設汚水、雨水がある場合は、既設排水システムを必ず記載すること。
- (3) 仮設便所の申請について、排水設備新設等確認申請書の提出は必要ないが、工事完了後に排水設備等完成届兼公共下水道使用申告書（案内図及び平面図を添付）を提出して検査を受けること。

1 4 - 5 工事について

- (1) 排水設備新設等確認申請の確認通知を受けた内容に変更がある場合は、変更図面を作成して再度審査を受けてから施行すること。
- (2) 枝管より本管に接続する塩ビますにトラップを設置する場合で、管の閉塞時、詰まりが目視できにくい箇所には、掃除口を設置すること。
- (3) 浄化槽、便槽取壊し工事の底抜きについて、30×30 cm以上の面積の撤去を行うこと。また、必ず写真を提出すること。
- (4) 共同排水で掘削土が埋戻し土として適当でない場合は、写真で土砂の状況がわかるようにする。なお、必要最小限とし、全体の入れ替えは認めない。また、埋戻し材等は再生材料を使用する。
- (5) 特殊継手の使用は認めていないため、現場条件により、やむを得ない場合は、市と事前に協議する。
- (6) コンクリート復旧工は路盤工、アスファルト復旧工は路盤工とプライムコートを必ず施工する。写真で確認できない場合は手直しとなるので注意する。
- (7) 標準的な工事ができない場合や特殊な材料を使用したい場合は、必ず下水道経営課と協議する。協議をしないで施工した場合は手直しとなる場合がある。

1 4 - 6 ますの施工について

- (1) 宅地が狭く污水管を布設すると雨水ます（300用）等が入らない場合は協議する。
- (2) 市道及び私道に雨水施設が無い場合については、敷地境いに雨水ます（格子蓋）を設置する。（参考図1を参照）
- (3) 工事用写真は看板に次の内容を記載し、ファイルして提出する。

工事看板に記載する項目

施工年月日・施工場所・申請者名・工事内容・施工業者名

写真提出の必要なものの例

項 目	写真内容	申請区分
便器の交換	交換前後の便器が確認できる。	
便槽・浄化槽 取り壊し工事	底抜き30×30cmが確認できる。 上部60cm又は撤去が確認できる。 消毒が確認できる。 埋戻し状況が確認できる。(購入土・発生土)	
公共ますへの 接続状況	公共ますへの接続状況が確認できる。	
コンクリート カッター工	カッター作業状況が確認できる。	*
水替工	水替え状況が確認できる。(1日1枚)	
試験堀	試験堀の状況が確認できる。	
コンクリート 復旧工	叩きの幅・厚さが確認できる。 路盤工の幅・厚さが確認できる。	*
アスファルト 復旧工	舗装の幅・厚さが確認できる 路盤工の幅・厚さが確認できる。	*
管周り埋戻し 状況	入れ替えが必要か確認できる。 埋戻し、締固め、幅・厚さが確認できる。	
土砂入替え状 況	入れ替えが必要か確認できる。 埋戻し、締固め、幅・厚さが確認できる。	
透水管施工状 況	施工状況が確認できる。 厚さ、幅、材料の確認。	
既設管・ます の撤去状況	既設管・ますの状況及び撤去作業状況が確 認できる。(施工前後を同一場所で撮影)	
その他	精算対象で、完了後確認できない工事内容	

- (注) 申請区分
- ・ ・ 請負、助成金の場合
 - ・ ・ 貸付あっせんの場合
 - ・ ・ 共同排水助成の場合
 - * ・ ・ 小規模の場合は必要なし

1 4 - 7 完成書類について

- (1) 平面図は縮尺を合わせ作図する。また、施工状況を正確に記載し、検査前に下検査を行い図面の訂正が無いようにしておく。
- (2) 既設ます、既設管及び撤去した浄化槽の位置も図面に表示する。
- (3) 管の延長は実長とする。
- (4) 給水切り回し工事で見積もりと数量が変わった場合、見積書を再提出する。(共同排水の助成金及び排水設備の貸付あっせん対象の場合)
- (5) 排水設備等完成届兼公共下水道使用申告書に記入する使用開始年月日及び水栓番号については、よく確認し正確に記入する。

1 4 - 8 精算について (注意事項)

- (1) 精算業務に必要な資料は、検査日までに提出されていないと計上できないので注意する。また、電話等で提出の連絡は行わない。
- (2) 排水設備等工事設計書・排水設備検査表に計上もれがあっても精算変更は行わない。
- (3) 排水設備等工事設計書の数量が過大なもの及び必要ないものは減じるが過小なものは変更しない。
- (4) 精算単価は必ず事前に提出してある単価で精算する。
- (5) 当初見積もりを行う場合は、細かいところまで精算すること。
なお、細かいところまで精算していない場合、細部の追加は認めない。
- (6) 工事施工後、埋戻しを行い見えなくなるもの、撤去して無くなるもの、施工したことが確認できないもの等で、精算に計上するものについては、施工状況の写真を検査前までに提出する。なお、提出されない場合は、精算対象より除外する。
- (7) 標準単価に登録していない工事を行う場合、申請時に見積書、完成時に請求書等の写しを添付する。提出されない場合は、精算対象より除外する。
- (8) 共同排水において、掘削土が埋め戻しに使用できない場合は、写真で土砂の状況がわかるようする。
- (9) コンクリート取壊し復旧工・アスファルト取壊し復旧工について、排水設備検査票又は別紙に略図と数量の計算式を必ず記載する。また、工事写真で厚さ、幅を確認できるようにする。(1 0 m 毎に一箇所程度または両端。) 確認できなければ、再施工となることがある。
- (1 0) 適切でない防護蓋を使用した場合は、精算対象から除外する。
- (1 1) 浄化槽上部のコンクリート取壊しは、浄化槽処理費に含まれている。

(1 2) A s 及び C o カッター工で 1 式計上する場合はカッター業者の施工が確認できる書類の写しを添付する。カッター業者以外のカッター工事は、m 当たりの単価で計算する。ただし、1 式で計上する場合、A s カッター工か C o カッター工のどちらかしか計上しない。

1 4 - 9 排水設備の貸付あっせん対象外について

(法人、店舗、事務所は対象外)

(1) 対象外

- ア 水洗用便器の交換
- イ 便器の限度額を超える費用
- ウ 便器交換に伴う大工工事の費用
- エ 必要以上のコンクリート取壊し復旧工、アスファルト取壊し復旧工
- オ 浄化槽の汲み取り費用
- カ 申請者宛の見積もり・請求書の写し等必要な資料のないもの
- キ 自家自住以外の設備費用 (店舗等)
- ク タイル等の張り替え工事費用
- ケ 植木等の移植費用
- コ その他 (詳細については下水道経営課で確認する。)

1 4 - 1 0 その他

排水設備新設等確認申請書により申請され、長い間、未処理のままになっている物件がないよう適切な処理を行うこと。

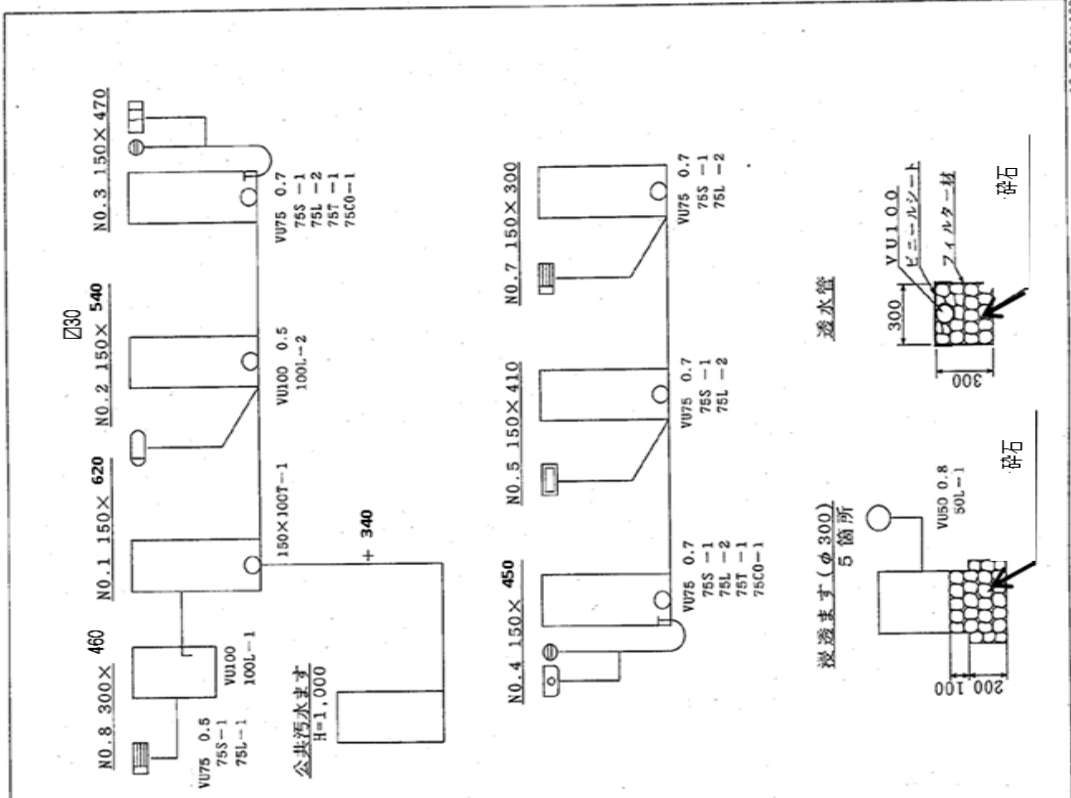
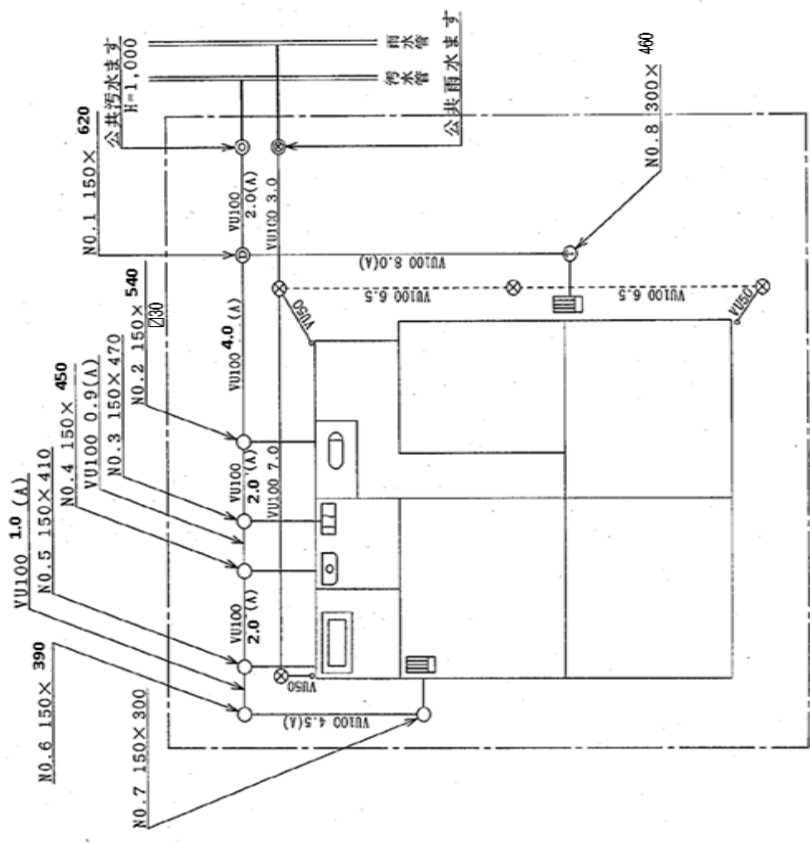
参 考 資 料

	ページ
1 排水設備等設計図（記入例）.....	8 4
2 排水設備等（新設・増設・改設）工事設計書（記入例）.....	8 5
3 マニング公式による塩化ビニル管流量表.....	8 6
4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）.....	8 8
5 排水槽（貯水槽）.....	8 9
6 建物からの排水中の物質例	9 1
7 用語の説明	9 2

排水設備等設計図

申請者	住所	工事店	排水面積	建築面積
設置場所	平塚市		㎡	㎡

平面図 配管立図



汚水水管勾配：2/100
雨水水管勾配：0/100

* 管長は実長とする

<参考資料-2>
(記入例)

工種	名称	品名 形状・寸法	単位	内訳		内訳	
				数量	単価	数量	金額
角マ	角マ	150×400	か所	2	9,500	19,000	
角マ	角マ	150×600	〃	4	10,000	40,000	
角マ	角マ	150×900	〃	1	10,500	10,500	
角マ	角マ	X					
角マ	角マ	X					
酒	酒	3000 X .450	か所	1	9,000	9,000	
浸透	浸透		〃	5	5,000	25,000	
工							
事							
	公共汚水排水への接続工	H=					
		H=					
	小計					103,500	
	浄化槽処理 0.25 m3		か所	1	21,000	21,000	
	浄化槽処理	m3					
	取壊し	m3					
	特殊便槽・浄化槽処理	m3					
	小計					21,000	
	既設ます撤去		か所	4	2,000	8,000	
	既設管撤去		m	16.5	500	8,250	
	コンクリートカット	10cm	m	5.7	400	2,280	
	コンクリート取壊し	10cm	m ²	3.5	3,000	10,500	
	コンクリート復旧	10cm	m ²	3.5	4,500	15,750	
	小計					44,780	
合	小計					578,320	
諸	経費				〇〇 %	86,748	
設	計手数料				〇 %	17,349	
給	水工事費 (別紙水道工事費積算書のとおりに)					20,000	
工	事費計 (千円止)					702,000	
消	費税					35,100	
総	工事費計					737,100	

注: ①見積金額の欄はポールペンで、精算額の欄は鉛筆で記入してください。
(精算がある場合)
②経費・手数料・消費税は円未満切捨てで計算してください。

※ 精算担当者氏名 ①
工事検査員氏名 ②
※検査合格!

注 ※見積金額の欄はポールペンで、精算額の欄は鉛筆で記入して下さい。(精算がある場合)
※経費、手数料、消費税は円以下切捨てで計算して下さい。
A3 E45
12.10.50×100

排水設備等 [新設] 工事設計書		※受付	※整理番号	※確認通知						
申請者	平塚市浅間町9-1	指定工事店の所在地・名称・電話番号	登録番号	登録番号						
住所	平塚市浅間町9-1									
氏名	平塚 太郎									
設置場所	平塚市浅間町9-1	排水設備技術者氏名	登録番号							
使用者	平塚市浅間町9-1	契約	助成・貸付の対象額							
住所	平塚市浅間町9-1	年 月 日	①・②							
氏名	平塚 太郎		請負							
工事内容		見積金額	737,100	精算額						
工種	名称	品名 形状・寸法	単位	数量	単価	金額	内訳	数量	単価	金額
便	大便器CS670BP型	取付費	か所	1	71,640	71,640				
器			〃	1	40,000	40,000				
取	小保器	型								
付	小計					111,640				
	①100(A項)	VU 100	m	24.6	4,500	110,700				
排	排水									
水	蓋手	150×100T	か所	1	3,200	3,200				
管			〃	2	500	1,000				
		100S	〃	2	900	1,800				
		100L	〃	3.2	3,900	12,480				
		VU 雨水	m	3.3	4,800	15,840				
		②75	〃	10.0	4,500	45,000				
		雨水	〃	20.0	4,500	92,000				
		透水管	〃							
排	水									
管	蓋手	75S	か所	5	250	1,250				
枝		75L	〃	9	450	4,050				
		75T	〃	2	600	1,200				
		75Co	〃	2	800	1,600				
		100S	〃	4	500	2,000				
		50L	〃	4	120	480				
工										
事										
	①100	VU	m	0.5	6,000	3,000				
排										
便										
管		100L	か所	2	900	1,800				
小	計					29,740				

注 ※見積金額、精算額は10円単位を切捨て、百円単位で記入して下さい。

マンニング公式による塩化ビニル管流量表

管径 (mm)	100		125		150		200	
	V	Q	V	Q	V	Q	V	Q
11.0	2.970	0.027						
10.0	2.832	0.025						
9.0	2.704	0.024						
8.0	2.533	0.023	2.898	0.039				
7.0	2.369	0.021	2.711	0.037				
6.0	2.194	0.020	2.510	0.034	2.793	0.052		
5.0	2.003	0.018	2.291	0.031	2.550	0.047		
4.0	1.791	0.016	2.049	0.028	2.280	0.042	2.732	0.088
3.5	1.675	0.015	1.917	0.026	2.133	0.040	2.556	0.082
3.4	1.651	0.015	1.889	0.025	2.102	0.039	2.510	0.081
3.2	1.602	0.014	1.833	0.025	2.040	0.038	2.444	0.078
3.0	1.551	0.014	1.775	0.024	1.975	0.037	2.366	0.076
2.8	1.499	0.013	1.715	0.023	1.908	0.036	2.286	0.073
2.6	1.444	0.013	1.652	0.022	1.838	0.034	2.203	0.071
2.5	1.416	0.013	1.620	0.022	1.803	0.034	2.160	0.069
2.4	1.387	0.012	1.587	0.021	1.766	0.033	2.117	0.068
2.2	1.328	0.012	1.520	0.020	1.691	0.032	2.026	0.065
2.0	1.266	0.011	1.449	0.020	1.612	0.030	1.932	0.062
1.9	1.234	0.011	1.412	0.019	1.572	0.029	1.883	0.060
1.8	1.202	0.011	1.375	0.019	1.530	0.028	1.833	0.059
1.7	1.168	0.010	1.336	0.018	1.487	0.028	1.781	0.057
1.6	1.133	0.010	1.296	0.017	1.442	0.027	1.728	0.055
1.5	1.097	0.010	1.225	0.017	1.396	0.026	1.673	0.054
1.4	1.060	0.010	1.212	0.016	1.349	0.025	1.617	0.052
1.3	1.021	0.009	1.168	0.016	1.300	0.024	1.558	0.050
1.2	0.981	0.009	1.122	0.015	1.249	0.023	1.497	0.048
1.1	0.939	0.008	1.075	0.014	1.196	0.022	1.433	0.046
1.0	0.896	0.008	1.025	0.014	1.140	0.021	1.366	0.044
0.9	0.850	0.008	0.972	0.013	1.082	0.020	1.296	0.042
0.8	0.801	0.007	0.916	0.012	1.020	0.019	1.222	0.039
0.7	0.749	0.007	0.857	0.012	0.954	0.018	1.143	0.037
0.6	0.694	0.006	0.794	0.011	0.883	0.016	1.058	0.034
0.5	0.633	0.006	0.725	0.010	0.806	0.015	0.966	0.031
0.4			0.648	0.009	0.721	0.013	0.864	0.028
0.3					0.625	0.012	0.748	0.024
0.2							0.641	0.021

V : 流速 (m / sec) = 1 / n · I^{1/2} · R^{2/3}

Q : 流量 (m³ / sec) = A · V

n : 粗度係数 = 0.010

管径 (mm)	250		300					
	V	Q	V	Q	V	Q	V	Q
12.0								
11.0								
10.0								
9.0								
8.0								
7.0								
6.0								
5.0								
4.0								
3.5	2.946	0.145						
3.4	2.904	0.143						
3.2	2.817	0.138						
3.0	2.728	0.134						
2.8	2.635	0.129						
2.6	2.539	0.125	2.855	0.199				
2.5	2.490	0.122	2.799	0.195				
2.4	2.440	0.120	2.743	0.191				
2.2	2.336	0.115	2.626	0.183				
2.0	2.227	0.109	2.504	0.175				
1.9	2.171	0.107	2.441	0.170				
1.8	2.113	0.104	2.375	0.166				
1.7	2.053	0.101	2.308	0.161				
1.6	1.992	0.098	2.240	0.156				
1.5	1.929	0.095	2.168	0.151				
1.4	1.863	0.091	2.095	0.146				
1.3	1.796	0.088	2.019	0.141				
1.2	1.725	0.085	1.940	0.135				
1.1	1.652	0.081	1.857	0.130				
1.0	1.575	0.077	1.771	0.123				
0.9	1.494	0.073	1.680	0.117				
0.8	1.409	0.069	1.584	0.110				
0.7	1.318	0.065	1.481	0.103				
0.6	1.220	0.060	1.371	0.096				
0.5	1.114	0.055	1.252	0.087				
0.4	0.996	0.049	1.120	0.078				
0.3	0.863	0.042	0.970	0.068				
0.2	0.704	0.035	0.792	0.055				
0.1								

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

昭和45年12月25日

（法律第137号）

（投棄禁止）

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

排水槽（貯水槽）

地階の排水又は低位の排水が自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合は、排水槽を設置して排水を一時貯留し、排水ポンプで汲み上げて排出する。

1 排水槽の計画

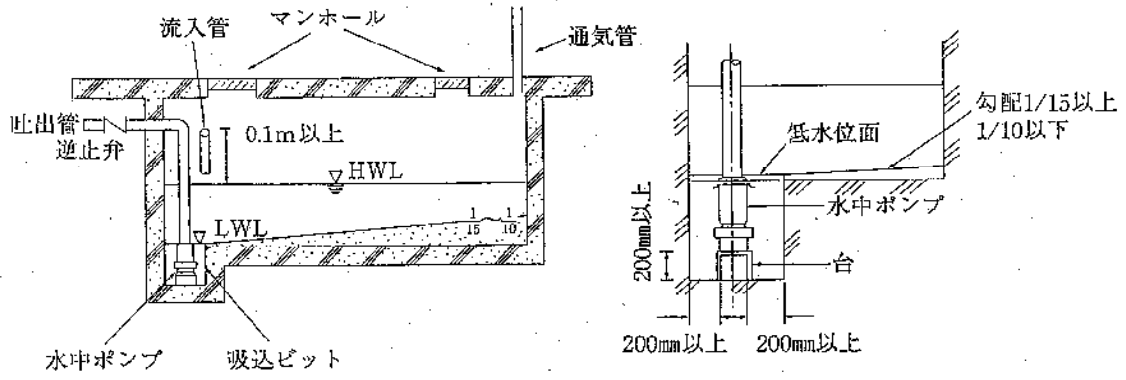
- (1) 自然流下で排出可能な排水は、排水槽の系統と別系統とすること。
- (2) ポンプによる排水は、原則として自然流下の排水系統（屋外排水設備）に排出し、公共下水道の能力に応じた排出量となるよう十分注意するとともに、公共下水道で悪臭が拡散しないよう計画すること。
- (3) 排水槽の設置位置は、十分に支持力のある床または地盤上で維持管理に支障のない場所、かつ圧送管の配管距離が最短となる位置に計画すること。

2 排水槽の構造

排水槽は、構造、維持管理が適切でないと悪臭の原因となるため、設置に当たっては次のことに注意しなければならない。

- (1) 排水槽は、通気のための装置以外の部分から臭気が漏れない構造とし、その内部は防食・水密性を考慮した材料で創り、漏水しない構造とすること。
- (2) 排水ポンプは、故障に備えて複数台を設置し、通常は交互に運転できるようにし、排水量の急増時には同時運転が可能な設備とすること。
- (3) 槽内部の保守点検用マンホールは酸欠防止のため、2個以上設けること。
- (4) 排水ポンプの運転間隔は水位計とタイマーの併用により、1時間程度に設定すること。
- (5) 底部には吸込みピットを設け、ピットに向かって1/15以上、1/10以下の勾配をつけること。
- (6) ポンプの停止水位は、ピットの上端以下とし、排水や汚物ができるだけ排出できるように設定すること。
タイマーを併用しない場合には、始動水位はできるだけ低く設定すること。
- (7) ポンプの故障等に備え、オーバーフロー管を設けること。

排水槽の例



各種建物からの排水中の物質例

建物又は用途種別	排水中の物質	建物又は用途種別	排水中の物質
美術・工芸	プラスタ・油・粘度・紙	ガソリンスタンド・車庫	油・グリース・ガソリン
洗車	油・グリース	工場	灯油・油・ガソリン・ナフサ・ベンジン
理髪店	毛髪	洗濯室	グリース・油・糸屑
カフェテリア・レストラン・学校厨房	グリース	機械店	灯油・潤滑油・切削油
保養所・歯科室・病院 診療室	プラスタ・綿屑・ガーゼ	プール	木の葉・糸屑
ドライクリーニング店	溶剤・糸屑	洗浄装置	灯油・パラフィン・潤滑油・溶剤
食品工場・缶詰工場	グリース・脂肪		

注) 阻集器の選定前に、正確な雑排水中の含有物を確認する必要がある。

用語の説明

【あ行】

インバート

下水の流下を円滑にするため、ます及びマンホールなどの底部に設けた凹形の導水路をいう。

雨水管

雨水を排除するための管をいう。

雨水ます

雨水管の起点、会合点、中間点及び屈曲する箇所に設けるますで、下水道施設へ土砂が流入することを防止するため、ます底部に泥ためを設けたものをいう。

汚 水

一般家庭、事務所、事業所（耕作の事業を除く。）工場等からの生活、営業及び生産の活動による排水をいう。

污水管

污水を排除するための管をいう。

污水ます

污水管の会合点、中間点及び屈曲する箇所に設けるますで、污水が円滑に流下するよう半円状のインバートを設けたものをいう。

【か行】

管底接合

上流管と下流管の管底を一致させる接合をいう。

下 水

污水及び雨水を総称していう。

下水道

下水を排除するために設ける、管渠、その他の排水施設と、これに接続して下水を処理するために設ける処理施設（浄化槽を除く）又はこれらの施設を補完するために設けるポンプ施設その他の施設の総体をいう。（下水道法第2条第2号参照）

公共汚水ます

宅地内等からの汚水を、公共下水道に取り入れるもので、公道と民有地との境界付近に設けられたますで、公共下水道管理者が設置し、管理を行うものをいう。

合流管

汚水と雨水を合わせて排除するための管をいう。

合流式

汚水及び雨水を同一の管渠で排除する方式をいう。

【さ行】

指定工事店制度

排水設備の設置に際し、構造等の技術上の基準を確保するために地方公共団体が条例によって排水設備に関する工事の設計及び施行を行う工事店を指定する制度をいい、この工事店には、排水設備技術者が専属していなければならない。

浄化槽

便所と連結して、し尿と雑排水とを処理する設備又は施設をいう。この浄化槽は下水を微生物の働きによって腐敗及び酸化分解し衛生的に無害な水にして放流する。

除害施設

工場や事業場からの排水のうち、下水道の施設の機能を低下又は損傷したり、処理場からの放流水の水質を悪化させるおそれのあるものを処理する施設をいう。

処理区域

公共下水道により下水を排除することができる地域のうち、排除された下水を終末処理場により処理を開始することができる旨、公示された区域をいう。

水 封

トラップに水を蓄えて、排水管などからの臭気、下水ガス、衛生害虫などが室内に侵入するのを防止することをいう。

掃除口

排水管の詰まり、あるいは流れが悪くなった場合、管内を容易に掃除できるように適切な位置に、また排水管の会合点や屈曲点等でますを設置することが困難な場合、排水管の保守点検を容易にするための開閉口をいう。

阻集器

排水中に含まれる有害、危険な物質、望ましくない物質又は再利用できる物質の流下を阻止、分離、収集して、残りの水液のみを自然流下により排水できる形状、構造をもった器具又は装置をいう。

【た行】

土被り

地表面から、埋設する管渠の天端までの深さをいう。

トラップ

水封の機能によって排水管又は公共下水道からの下水ガス、臭気、衛生害虫などが排水管及び器具を経て屋内に侵入するのを阻止するために設ける器具又は装置をいう。また衛生器具等の器具に接続して設けるトラップを器具トラップという。

トラップます

衛生器具には原則として器具トラップを設けることとされているが、既設の衛生器具等において、トラップの取付けが困難な場合、食堂、生鮮食料品取扱所で残渣物が排水に混入し、公共下水道に支障をきたすおそれのある場合、合流式下水道において雨水排水系統からの臭気の発散を阻止する場合等に設けるトラップを有するますをいう。

取付管

ます（汚水ます又は雨水ます）と下水本管とを接続するために布設する管をいう。

泥だめ

下水道施設へ土砂が流入することを防止するため、雨水ますの底部を取付管の管底より低くして土砂等がたまるようにしたものをいう。泥だめ深さは通常 15 cm 以上とする。

ドロップます

上流管と下流管の落差が大きい箇所に設けるますをいう。

【な行】

二重トラップ

汚水の流れの方向に直列に 2 個以上のトラップを設け、その間に有効な通気管がない場合をいい、器具トラップを有する排水管をトラップますのトラップ部に接続するような誤った例を指す。

【は行】

排除方式

下水を排除するための方式をいい、分流式と合流式とがある。

排水設備

排水を公共下水道に流入させるために設ける、建物又は敷地内等の排水管渠及び付帯設備の総称をいう。

排水槽

地階の排水又は低位の排水が、自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合、排水をポンプで揚水して排出するため一時貯留する槽をいう。

封水

排水管などからの臭気、下水ガス、衛生害虫などが室内に侵入するのを阻止するため、トラップ内に保持する水をいう。

分流式

汚水及び雨水を、それぞれ別の管渠で排除する方式をいう。

平塚市公共下水道宅内排水設備工事取扱要領

昭和55年	7月15日		500部
昭和58年	3月25日		500部
昭和60年	5月15日	(一部改正)	300部
昭和61年	11月1日		500部
平成元年	1月9日		200部
平成4年	4月1日	(一部改正)	500部
平成5年	12月1日	(一部改正)	150部
平成6年	12月1日	(一部改正)	300部
平成7年	12月1日		100部
平成8年	12月1日		120部
平成9年	12月1日		120部
平成10年	9月1日		100部
平成11年	4月1日	(一部改正)	1000部
平成14年	4月1日		400部
平成15年	4月1日		200部
平成16年	4月1日	(一部改正)	400部
平成18年	12月1日	(一部改正)	1000部
平成21年	9月1日	(一部改正)	500部
平成26年	4月1日	(一部改正)	ホームページ掲載
平成28年	4月1日	(一部改正)	ホームページ掲載
令和元年	10月1日	(一部改正)	ホームページ掲載

平塚市土木部下水道経営課 編

平塚市浅間町9番1号

電話0463(23)1111